

昭和四十九年法律第百六十六号	雇用保険法
第一章 総則（第一条—第四条）	目次
第二章 適用事業等（第五条—第九条）	
第三章 失業等給付	
第一節 通則（第十条—第十二条）	
第二節 一般被保険者の求職者給付	
第一款 基本手当（第十三条—第三十五条）	
第二款 技能習得手当及び寄宿手当（第三十六条）	
第三款 傷病手当（第三十七条）	
第二章の二 高年齢被保険者の求職者給付（第三十七条の二—第三十七条）	
第三章 短期雇用特例被保険者の求職者給付（第三十八条—第四十一条）	
第四章 日雇労働被保険者の求職者給付（第四十二条—第五十六条）	
第五章 就職促進給付（第五十六条の三—第六十条）	
第六章 教育訓練給付（第六十条の二—第六十条）	
第七章 雇用継続給付（第六十一条）	
第一款 高年齢雇用継続給付（第六十一条—第六十一条の三）	
第二款 介護休業給付（第六十一条の四—第六十一条の五）	
第八章 育児休業等給付（第六十一条の六—第六十一条の九）	
第九章 出生後休業支援給付（第六十一条の十—第六十一条の十一）	
第十章 育児時短就業給付（第六十一条の十二—第六十一条の十三）	
第十一章 雇用安定事業等（第六十一条—第六十五条）	
第十二章 費用の負担（第六十六条—第六十八条）	
第十三章 不服申立て及び訴訟（第六十九条—第七十一条）	
第十四章 雜則（第七十二条—第八十二条）	
第十五章 罰則（第八十三条—第八十六条）	

第一章 総則

第一条 雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合並びに労働者が子を養育するための休業及び所定労働時間を短縮することによる就業をした場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。

第二条 雇用保険は、政府が管掌する。

ができる。
(雇用保険事業)
第三条 雇用保険は、第一条の目的を達成するため、失業等給付及び育児休業等給付を行なうほか、雇用安定事業及び能力開発事業を行うことができる。

第四条 この法律において「被保険者」とは、適用事業に雇用される労働者であつて、第六条各号に掲げる者以外のものをいう。

この法律において、「離職」とは、被保険者について、事業主との雇用関係が終了することをいう。

3 この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかからず、職業に就くことができない状態にあることをいう。

4 この賃金において「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払ふもの。

(通貨以外のもので支払われるものであつて、厚生労働省令で定める範囲外のものを除く。)をいう。

5 貸金のうち通貨以外のもので支払われるものの評価に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二章 適用事業等

る事業を適用事業とする。

第六条 次に掲げる者については、この法律は、
適用しない。

一 一週間の所定労働時間が十時間未満である
者（第三十七条の五第一項の規定による申出
をして高年齢被保険者となる者及びこの法律
を適用することとした場合において第四十三
条第一項に規定する日雇労働被保険者に該当
することとなる者を除く。）

二 同一の事業主の適用事業に継続して三十
日以上雇用されることが見込まれない者（前
二月の各月において十八日以上同一の事業主
の適用事業に雇用された者及びこの法律を適
用することとした場合において第四十二条に
規定する日雇労働者であつて第四十三条第一
項各号のいずれかに該当するものに該当する
こととなる者を除く。）

三 季節的に雇用される者であつて、第三十
一条第一項各号のいずれかに該当するもの

四 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六
号）第一条、第二百二十四条又は第三百三十四
条第一項の学校の学生又は生徒であつて、前三
号に掲げる者に準ずるものとして厚生労働省
令で定める者

五 船員法（昭和二十二年法律第一百号）第一
条に規定する船員（船員職業安定法（昭和二
年法律第三十号）第九十二条第一項の規
定により船員法第二条第二項に規定する予備
船員とみなされる者及び船員の雇用の促進に
関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十
六号）第十四条第一項の規定により船員法第十
二条第二項に規定する予備船員とみなされる
者を含む。以下「船員」という。）であつて、
漁船（政令で定めるものに限る。）に乗り組
むため雇用される者（一年を通じて船員とし
て適用事業に雇用される場合を除く。）

六 国、都道府県、市町村その他これらに準ず
るものとの事業に雇用される者のうち、離職し
た場合に、他の法令、条例、規則等に基づい
て支給を受けるべき諸給与の内容が、求職者
給付及び就職促進給付の内容を超えると認め
られる者であつて、厚生労働省令で定める
（適用除外）

(被保険者に関する届出)
第七条 事業主（徴収法第八条第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者以外の労働者については、当該労働者を雇用する下請負人。以下同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する労働者に関して、当該事業主の行う適用事業（同条第一項又は第二項の規定により數次に亘る請負によって行われる事業が一の事業とみなされた場合にあつては、当該事業に係る労働者以外の労働者以外の労働者による請負が該事業の請負によって行われる場合にあつては、当該事業に係る被保険者とならぬこと、当該事業主から徴収法第三十三条第一項の委託を受けて同項に規定する労働保険事務の一部として前段の届出に関する事務を処理する同条第三項に規定する労働保険事務組合（以下「労働保険事務組合」という。）についても、同様とする）（確認の請求）
第八条 被保険者又は被保険者であつた者は、いつでも、次条の規定による確認を請求することができる。
第九条 厚生労働大臣は、第七条の規定による届出若しくは前条の規定による請求により、又は職権で、労働者が被保険者となつたこと又は被保険者でなくなつたこととの確認を行うものとする。
第二条 前項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十九号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
第三章 失業等給付
第一節 通則
（失業等給付）
第十一条 失業等給付は、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付及び雇用継続給付とする。
2 求職者給付は、次のとおりとする。
一 基本手当
二 技能習得手当
三 寄宿手当
四 傷病手当
3 前項の規定にかかわらず、第三十七条の二第一項に規定する高年齢被保険者に係る求職者給付

付は、高年齢求職者給付金とし、第三十八条规定する短期雇用特例被保険者に係る求職者給付は、特例一時金とし、第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者に係る求職者給付は、日雇労働求職者給付金とする。
4 就職促進給付は、次のとおりとする。
一 就業促進手当
二 移転費
三 求職活動支援金
4 教育訓練給付は、次のとおりとする。
一 教育訓練給付金
二 教育訓練休暇給付金
5 教育訓練給付は、次のとおりとする。
6 雇用継続給付は、次のとおりとする。
一 高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金（第六節第一款において「高年齢雇用継続給付」という。）

- 二 介護休業給付金
(就職への努力)
- 第十条の二 求職者給付の支給を受ける者は、必
要に応じ職業能力の開発及び向上を図りつつ、
誠実かつ熱心に求職活動を行うことにより、職業に就くように努めなければならない。
(未支給の失業等給付)

第十条の三 失業等給付の支給を受けることがで きる者が死亡した場合において、その者に支給さ れるべき失業等給付でまだ支給されないものがあるときは、その者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時そ の者と生計を同じくしていたものは、自己の名 で、その未支給の失業等給付の支給を請求する ことができる。

2 前項の規定による未支給の失業等給付の支
給を受けるべき順位者は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対しても
した支給は、全員に対してしたものとみなす。
(返還命令等)

第十条の四 偽りその他不正の行為により失業等 給付の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対し、支給した失業等給付の全部又は一部を返還することを命ずることがで き、また、厚生労働大臣の定める基準により、

付は、高年齢求職者給付金とし、第三十八条规定する短期雇用特例被保険者に係る求職者給付は、特例一時金とし、第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者に係る求職者給付は、日雇労働求職者給付金とする。

- 4 就職促進給付は、次のとおりとする。
- 一 就業促進手当
- 二 移転費
- 三 求職活動支援金
- 4 教育訓練給付は、次のとおりとする。
- 一 教育訓練給付金
- 二 教育訓練休暇給付金
- 5 教育訓練給付は、次のとおりとする。
- 6 雇用継続給付は、次のとおりとする。
- 一 高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金（第六節第一款において「高年齢雇用継続給付」という。）

2 (昭和二十二年法律第四十一条) 第四条第四項に規定する職業指導（職業に就こうとする者の適性、職業経験その他、その実情に応じて行うものに限る。）を行う者（公共職業安定所その他の職業安定機関を除く。）をいう。(以下同じ。)、募集情報等提供事業を行なう者（同条第六項に規定する募集情報等提供事業として行なうものに限る。）に対する前項の規定の適用については、同項中「二年間」とあるのは「年に二年間」と、「年に」とあるのは「六年に」と、「十一箇月」とあるのは「六箇月」とする。
2 特定期由離職者及び第二十三条第二項各号のいずれかに該当する者（前項の規定により基本手当の支給を受けることができる資格を有する者）に対する前項の規定の適用については、同項中「二年間」とあるのは「年に二年間」と、「年に」とあるのは「六年に」と、「十一箇月」とあるのは「六箇月」とする。
2 特定期由離職者及び第二十三条第二項各号のいずれかに該当する者（前項の規定により基本手当の支給を受けることができる資格を有する者）に対する前項の規定の適用については、同項中「二年間」とあるのは「年に二年間」と、「年に」とあるのは「六年に」と、「十一箇月」とあるのは「六箇月」とする。
2 第九条の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日（第二十二条第五項に規定する者にあつては、同項第二号に規定する被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除され、又は特例受給資格に係る離職の日以前における被保険者であつた期間
2 第九条の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日（第二十二条第五項に規定する者にあつては、同項第二号に規定する被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除され、又は特例受給資格に係る離職の日以前における被保険者であつた期間

2 第九条の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日（第二十二条第五項に規定する者にあつては、同項第二号に規定する被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除され、又は特例受給資格に係る離職の日以前における被保険者であつた期間

2 第九条の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日（第二十二条第五項に規定する者にあつては、同項第二号に規定する被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除され、又は特例受給資格に係る離職の日以前における被保険者であつた期間

2 第九条の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日（第二十二条第五項に規定する者にあつては、同項第二号に規定する被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除され、又は特例受給資格に係る離職の日以前における被保険者であつた期間

3 ができないかつた被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を二年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間）。第十七条第一項において「算定期間」という。)に、次条の規定による特例受給資格を取得したことがある場合は、(被保険者期間)と定めるところにより、支給する。
3 第十九条の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日（第二十二条第五項に規定する者にあつては、同項第二号に規定する被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除され、又は特例受給資格に係る離職の日以前における被保険者であつた期間
3 第十九条の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日（第二十二条第五項に規定する者にあつては、同項第二号に規定する被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除され、又は特例受給資格に係る離職の日以前における被保険者であつた期間
3 第十九条の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日（第二十二条第五項に規定する者にあつては、同項第二号に規定する被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除され、又は特例受給資格に係る離職の日以前における被保険者であつた期間
3 第十九条の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日（第二十二条第五項に規定する者にあつては、同項第二号に規定する被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除され、又は特例受給資格に係る離職の日以前における被保険者であつた期間

3 第十九条の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日（第二十二条第五項に規定する者にあつては、同項第二号に規定する被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除され、又は特例受給資格に係る離職の日以前における被保険者であつた期間

3 第十九条の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日（第二十二条第五項に規定する者にあつては、同項第二号に規定する被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除され、又は特例受給資格に係る離職の日以前における被保険者であつた期間

示した公共職業訓練等（国、都道府県及び市町村並びに独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うもの）を含む。）、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第二項に規定する認定職業訓練（厚生労働省令で定めるものを除く。）その他法令の規定に基づき失業者に対して作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職の必要な知識及び技能を習得させるために行われる訓練又は講習であつて、政令で定めるものをいう。（以下同じ。）を受ける受給資格者その他の厚生労働省令で定める受給資格者に係る失業認定について別段の定めをすることができる。

4 受給資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前二項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭することができなかつた理由を記載した証明書を提出することによつて、失業の認定を受けることができる。

一 疾病又は負傷のために公共職業安定所に出頭することができなかつた場合において、その期間が継続して十五日未満であるとき。

二 公共職業安定所の紹介に応じて求人者に面接するために公共職業安定所に出頭することができなかつたとき。

三 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるために公共職業安定所に出頭することができなかつたとき。

四 天災その他やむを得ない理由のために公共職業安定所に出頭することができなかつたとき。

5 失業の認定は、厚生労働省令で定めるところにより、受給資格者が求人者に面接したこと、公共職業安定所その他の職業安定機関若しくは職業紹介事業者等から職業を紹介され、又は職業指導を受けたことその他求職活動を行つたことを確認して行うものとする。

（基本手当の日額）

第十六条 基本手当の日額は、賃金日額に百分の五十（千二百三十円以上四千九百二十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十、四千九百二十円以上一万二千九百円以下の賃金日額（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額）についても）

では百分の八十から百分の五十までの範囲で、
賃金日額の遞増に応じ、遞減するよう、厚生労
働省令で定める率²を乗じて得た金額とする。
受給資格に係る離職の日において六十歳以上
六十五歳未満である受給資格者に対する前項の
規定の適用については、同項中「百分の五十」
とあるのは「百分の四十五」と、「四千九百二
十円以上一万二千九十九円以下」とあるのは「四
千九百二十円以上一万八百八十九円以下」とす
る。

第十七条 貸金日額は、算定対象期間において第一項（第一項ただし書を除く。）の規定により被保険者期間として計算された最後の六箇月間に支払われた貸金（臨時に支払われる貸金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる貸金を除く。次項、第六節及び次章において同じ。）の総額を百八十で除して得た額とする。

二 前項の規定による額が次の各号に掲げる額に満たないときは、貸金日額は、同項の規定にかかるわらず、当該各号に掲げる額とする。

一 貸金が、労働した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高私制その他の請負制によつて定められている場合には、前項に規定する最後の六箇月間に支払われた貸金の総額を当該最後の六箇月間に労働した日数で除して得た額の百分の七十に相当する額

二 貸金の一部が、月、週その他一定の期間によつて定められている場合には、その部分の総額をその期間の総日数（貸金の一部が月によつて定められている場合には、一箇月を三十日として計算する。）で除して得た額と前号に掲げる額との合算額

前二項の規定により貸金日額を算定することが困難であるとき、又はこれらの規定により算定した額を貸金日額とすることが適當でないと認められるときは、厚生労働大臣が定めるところにより算定した額を貸金日額とする。

四 前三项の規定にかかるわらず、これらの規定により算定した貸金日額が、第一号に掲げる額を下るときはその額を、第二号に掲げる額を超えるときはその額を、それぞれ貸金日額とする。

一 千二百三十円（その額が次条の規定により変更されたときは、その変更された額）

二 次のイからニまでに掲げる受給資格者の区分に応じ、当該イからニまでに定める額（これらの額が次条の規定により変更されたときは、それぞれその変更された額）

イ 受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者 一万五千五百九十九円

ロ 受給資格に係る離職の日において四十五歳以上六十歳未満である受給資格者 一萬六千三百四十四円

ハ 受給資格に係る離職の日において三十歳以上四十五歳未満である受給資格者 一万四千八百五十五円

二 受給資格に係る離職の日において三十歳

(基本手当の日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更)
第十八条 厚生労働大臣は、年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）の平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。以下同じ。）が平成二十七年四月一日から始まる年度（この条の規定により自動変更対象額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るものに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、その翌年度の八月一日以後の自動変更対象額を変更しなければならない。

前項の規定により変更された自動変更対象額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨てる、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

前二項の規定に基づき算定された各年度の八月一日以後に適用される自動変更対象額のうち、最低賃金日額（当該年度の四月一日に効力有する地域別最低賃金法（最低賃金法（昭和三十四年法律第二百三十七号）第九条第一項に規定する地域別最低賃金をいう。）の額を基礎として厚生労働省令で定める算定方法により算定した額をいう。）に達しないものは、当該年度の八月一日以後、当該最低賃金日額とする。

前三項の「自動変更対象額」とは、第十六条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による基本手当の日額の算定に当たつて、百分の八十を乗ずる賃金日額の範囲となる同条第一項に規定する千二百三十九円以上四千九百二十円未満の額及び百分の八

十から百分の五十までの範囲の率を乘ずる賃金円額の範囲となる同項に規定する四千九百二十円以上一万二千九十九円以下の額並びに前条第四項各号に掲げる額をいう。

2 ことにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。) 内の失業している日について、第二十二条第一項に規定する所定給付日数に相当する日数分を限度として支給する。

一 次号及び第三号に掲げる受給資格者以外の受給資格者 当該基本手当の受給資格に係る離職の日(以下この款において「基準日」という。)の翌日から起算して一年

二 基準日において第二十二条第二項第一号に該当する受給資格者 基準日の翌日から起算して一年に六十日を加えた期間

三 基準日において第二十三条第一項第二号イに該当する同条第二項に規定する特定受給資格者 基準日の翌日から起算して一年に三十日を加えた期間

受給資格者であつて、当該受給資格に係る離職が定年(厚生労働省令で定める年齢以上の定年に限る。)に達したことその他厚生労働省令で定める理由によるものであるものが、当該離職後一定の期間第十五条第二項の規定による求職の申込みをしないことを希望する場合において、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出たときは、前項中「次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間」とあるのは「次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間と、次項に規定する求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(一年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当

第二十二条 一の受給資格に基づき基本手当を支給する日数（以下「所定給付日数」という。）は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一 算定基礎期間が二十年以上である受給資格者 百五十日

二 算定基礎期間が十年以上二十年未満である受給資格者 百二十日

三 算定基礎期間が十年未満である受給資格者 九十日

第二十一条 基本手当は、受給資格者が当該基本手当の受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日以後において、失業している日（疾病又は負傷のため職業に就くことができない日を含む。）が通算して七日以上満たない間は、支給しない。
(所定給付日数)

同条第一項及び第二項の規定による期間に算入しない。
(待期)

第二十一条の二 受給資格者であつて、基準日後に厚生労働省令で定めるものを除く。)を開始したもののその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める者が、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が四年から前条第一項及び第二項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は

前二項の場合において、第一項の受給資格（以下この項において「前の受給資格」という。）を有する者が、前二項の規定による期間内に新たに受給資格、第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格又は第三十九条第一項に規定する特例受給資格を取得したときは、その取得した日以後においては、前の受給資格に基づく基本手当は、支給しない。

該基本手当の受給資格に係る離職の日（以下この款において「基準日」という。）の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、同項第一号中「当該基本手当の受給資格に係る離職の日（以下この款において「基準日」という。）とあるのは「基準日」とする。

四 育児休業給付金又は出生時育児休業給付金の支給を受けたことがある者については、これらの給付金の支給に係る休業の期間
一の被保険者であつた期間に關し、被保険者となつた日が第九条の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日より前であるときは、当該確認があつた日の二年前の日に当該被保険者となつたものとみなして、前項の規定による算定を行うものとする。

三 教育訓練休暇給付金の支給を受けたことがある者については、第六十条の三第一項に規定する休暇開始日前の被保険者であつた期間及び当該給付金の支給に係る休暇の期間

二
当該雇用された期間に係る被保険者となつた日前に基本手当又は特例一時金の支給を受けたことがある者については、これらの給付の受給資格又は第三十九条第二項に規定する特例受給資格に係る離職の日以前の被保険者であつた期間

当該雇用された期間又は当該被保険者であつた期間に係る被保険者となつた日の直前の被保険者でなくなつた日が当該被保険者となつた日前一年の期間内にないときは、当該直前の被保険者でなくなつた日前の被保険者であつた期間

は、当該雇用された期間と当該被保険者であつた期間を通算した期間とする。ただし、当該期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除いて算定した期間とする。

二 基準日において四十五歳未満である受給資格者三百三日

2 前項の受給資格者で厚生労働省令で定める理由により就職が困難なものに係る所定給付日数は、同項の規定にかかわらず、その算定基礎期間が一年以上の受給資格者にあっては次の各号に掲げる当該受給資格者の区分に応じ当該各号に定める日数とし、その算定基礎期間が一年未満の受給資格者にあっては百五十日とする。
一 基準日において四十五歳以上六十五歳未満である受給資格者三百六十日

イ	二十年以上 二十年未満	三百三十日 二百七十日
ロ	三十年以上 三十年未満	五百四十日 三百六十日
ハ	五年以上十年未満 五年未満	二百四十日 一百八十日
二	二年半以上 二年半未満	一百二十日 九〇日
三	一年以上五年未満 一年未満	八〇日 六十日

二 基準日において四十五歳以上六十歳未満である特定受給資格者次のイからニまでに掲げる算定期間の区分に応じ、当該イからニまでに定める日数

二までに定める日數
イ 二十年以上 二百四十日
ロ 十年以上二十年未満 二百十日
ハ 五年以上十年未満 百八十日
ニ 一年以上五年未満 百五十日

一 基準日において六十歳以上六十五歳未満である特定受給資格者 次のイからニまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イから該特定受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

第二十三条 特定受給資格者（前条第三項に規定する算定基礎期間（以下この条において単に「算定基礎期間」という。）が一年（第五号に掲げる特定受給資格者にあっては、五年）以上のものに限る。）に係る既定合計月数は、前条第三項

二 われていなかつたこと
厚生労働省令で定める書類に基づき、第九条の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日より前に徴収法第三十二条第一項の規定により被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期があること。

に対する前項の規定の適用については、同項中「当該確認のあつた日の二年前の日」とあるのは、「次項第二号に規定する被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金額から控除されていてることが明らかである時期のうち最も古い時期として厚生労働省令で定める日」とする。

一 その者に係る第七条の規定による届出がさしていよいよ上記のとおり。

十六条第一項及び第二項並びに第四十一条第一項において同じ。)を受ける場合には、当該公共職業訓練等を受ける期間(その者が当該公共職業訓練等を受けるため待期している期間(公認で定める期間に限る。)を含む。)内の失業している日について、所定給付日数(当該受給資格者が第二十条第一項及び第二項の規定による期間内に基本手当の支給を受けた日数が所定額付日数に満たない場合には、その支給を受けた日数。)第三十三条第三項を除き、以下この節に

第二十四条 受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等（その期間が政令で定める期間を超えるものを除く。以下この条、第三

二 もの 前号に定めるもののほか、解雇（自己の責
めに帰すべき重大な理由によるものを除く。）
第五十五条第二項第二号及び第六十条の四第四項
第二号において同じ。）その他の厚生労
働省令で定める理由により離職した者

更生手続開始又は特別清算開始の申立てその他厚生労働省令で定める事由に該当する事能をいう。第五十七条第二項第一号及び第六十六条の四第二項第一号において同じ。)又は当該事業主の適用事業の縮小若しくは廃止に伴うものである者として厚生労働省令で定める

する受給資格者を除く。)をいう。

五 二	一年以上五年未満	百二十日
一	基準日において三十歳未満である特定受給資格者	の区分に応じ、当該イ又はロに定める日数
二	次のイ又はロに掲げる算定基礎期間	
三	イ 十年以上	百八十日
四	ロ 五年以上十年未満	百二十日
五	前項の特定受給資格者とは、次の各号のいづれかに該当する受給資格者	(前条第二項に規定

四	二	一年以上五年未満	百五十日
		ある特定受給資格者	次のイからニまでに掲
		げる算定基礎期間の区分に応じ	、当該イから
		ニまでに定める日数	ニまでに定める日数
イ	二十一年以上	二百四十日	二十年以上 二百四十日
ロ	十年以上二十年未満	二百十日	十年以上二十年未満 二百十日
ハ	五年以上十年未満	百八十日	五年以上十年未満 百八十日

給資格者について個別延長給付又は広域延長給付が行われることとなつたときは、これらの延長給付が行われる間は、その者について全国延長給付は行わず、広域延長給付を受けている受給資格者について個別延長給付が行われることとなつたときは、個別延長給付が行われる間は、その者について広域延長給付は行わない。

前二項に規定するもののほか、第一項に規定する各延長給付を順次受ける受給資格者に係る基本手当を支給する日数、受給期間その他これらとの延長給付についての調整に関する必要な事項は、政令で定める。

(給付日数を延長した場合の給付制限)

第二十九条 **訓練延長給付** (第二十四条第二項の規定による基本手当の支給に限る。第三十二条第一項において同じ。) 個別延長給付、広域延長給付又は全国延長給付を受けている受給資格者が、正当な理由がなく、公共職業安定所が介する職業に就くこと、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けること又は厚生労働大臣の定める基準に従つて公共職業安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだときは、その拒んだ日以後基本手当を支給しない。ただし、その者が新たに受給資格を取得したときは、この限りでない。

前項に規定する正当な理由があるかどうかの認定は、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従つてするものとする。

(支給方法及び支給期日)

第三十条 基本手当は、厚生労働省令で定めることにより、四週間に一回、失業の認定を受けた日分を支給するものとする。ただし、厚生労働大臣は、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者その他厚生労働省令で定める受給資格者に係る基本手当の支給について別段の定めをすることができる。

公共職業安定所長は、各受給資格者について基本手当を支給すべき日を定め、その者に通知するものとする。

(未支給の基本手当の請求手続)

第三十一条 第十条の三第一項の規定により、受給資格者が死亡したため失業の認定を受けることができなかつた期間に係る基本手当の支給を請求する者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該受給資格者について失業の認定を受けなければならない。

第三十一条（給付制限）

一 紹介された職業又は公共職業訓練等を受けたことを指示された職種が、受給資格者の能力からみて不適当であると認められるとき。

二 就職するため又は公共職業訓練等を受けるため現在の住所又は居所を変更することを要する場合において、その変更が困難であると認められるとき。

三 就職先の賃金が、同一地域における同種の業務及び同程度の技能に係る一般的の賃金水準に比べて、不當に低いとき。

四 職業安定法第二十条（第二項ただし書きを除く。）の規定に該当する事業所に紹介されたとき。

五 その他正当な理由があるとき。

2 受給資格者が、正当な理由なく、厚生労働大臣の定める基準に従つて公共職業安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだときは、その拒んだ日から起算して一箇月を超えない範囲内において公共職業安定所長の定める期間は、基本手当を支給しない。

3 受給資格者についての第一項各号のいずれかに該当するかどうかの認定及び前項に規定する正当な理由があるかどうかの認定は、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従つてするものとする。

第三十三条 被保険者が自己の責めに帰すべき重大な理由によつて解雇され、又は正当な理由がなく自己の都合によつて退職した場合には、第二十一条の規定による期間の満了後一箇月以上三箇月以内の間にで公共職業安定所長の定める期間は、基本手当を支給しない。ただし、次に掲げる受給資格者（第一号に掲げる者にあつては公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける期間及び当該公共職業訓練等を受け終わった日以後の期間に限り、第三号に掲げる者にあつては第二号に規定する訓練を受ける期間及び

当該訓練を受け終わった日後の期間に限る。)については、この限りでない。

一 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者(次号に該当する者を除く。)

二 第六十条の二第一項に規定する教育訓練その他の厚生労働省令で定める訓練を基準日前一年以内に受けたことがある受給資格者(正当な理由がなく自己の都合によつて退職した者に限る。次号において同じ。)

三 前号に規定する訓練を基準日以後に受けた受給資格者(同号に該当する者を除く。)

受給資格者が前項の場合に該当するかどうかの認定は、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従つてするものとする。

基本手当の受給資格に係る離職について第一項の規定により基本手当を支給しないことされる場合において、当該基本手当を支給しないこととされる期間に七日を超えて三十日以下の範囲内で厚生労働省令で定める日数及び当該受給資格に係る所定給付日数に相当する日数を加えた期間が一年(当該基本手当の受給資格に係る離職の日において第二十二条第二項第一号に該当する受給資格者にあつては、一年に六十日を加えた期間)を超えるときは、当該受給資格者の受給期間は、第二十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による期間に当該超える期間を加えた期間とする。

前項の規定に該当する受給資格者については、第二十四条第一項中「第二十条第一項及び第二項」とあるのは、「第三十三条第三項」とする。

第三項の規定に該当する受給資格者が個別延長給付、広域延長給付、全国延長給付又は訓練延長給付を受ける場合におけるその者の受給期間についての調整に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三十四条 偽りその他不正の行為により求職者給付又は就職促進給付の支給を受け、又は受けようとした者には、これらの給付の支給を受け、又は受けようとした日以後、基本手当を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、基本手当の全部又は一部を支給することができる。

前項に規定する者が同項に規定する日以後新たに受給資格を取得した場合には、同項の規定にかかるわらず、その新たに取得した受給資格に基づく基本手当を支給する。

第三十五条 削除

受給資格者が第一項の規定により基本手当を支給されないこととされたため、当該受給資格に基づき基本手当の支給を受けることができる日数の全部について基本手当の支給を受けることができる日数の全部についても、第二十二条第三項の規定の適用については、当該受給資格に基づく基本手当の支給があつたものとみなす。

4 受給資格者が第一項の規定により基本手当を支給されないこととされたため、同項に規定する日以後当該受給資格に基づき基本手当の支給を受けることができる日数の全部又は一部について基本手当の支給を受けることができなくなつたときは、第三十七条规定の適用については、その支給を受けることができないこととされた日数分の基本手当の支給があつたものとみなす。

第三款

受給資格者が第一項の規定により基本手当を支給されないこととされたため、当該受給資格に基づき基本手当の支給を受けることができる日数の全部について基本手当の支給を受けることができるが、第三項の規定の適用については、当該受給資格に基づく基本手当の支給があつたものとみなす。

4 受給資格者が第一項の規定により基本手当を支給されないこととされたため、同項に規定する日以後当該受給資格に基づき基本手当の支給を受けることができる日数の全部又は一部について基本手当の支給を受けることができなくなつたときは、第三十七条第四項の規定の適用については、その支給を受けることができないことをとされた日数分の基本手当の支給があつたものとみなす。

第三十五条 削除

第二款 技能習得手当及び寄宿手当

第三十六条 技能習得手当は、受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けの場合に、その公共職業訓練等を受ける期間について支給する。

2 寄宿手当は、受給資格者が、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（婚姻の届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第五十八条第二項において同じ。）と別居して寄宿する場合に、その寄宿する期間について支給する。

3 第三十二条第一項若しくは第二項又は第三十三条第一項の規定により基本手当を支給しないこととされる期間については、技能習得手当及び寄宿手当を支給しない。

4 技能習得手当及び寄宿手当の支給要件及び額は、厚生労働省令で定める。

5 第三十四条第一項及び第二項の規定は、技能習得手当及び寄宿手当について準用する。

第一項に規定する受給資格者である場合において、その者が、基本手当の支給を受けたときは、その支給の対象となつた日については日雇労働求職者給付金を支給せず、日雇労働求職者給付金の支給を受けたときははその支給の対象となつた日については基本手当を支給しない。

(日雇労働被保険者に係る失業の認定)

第四十七条 日雇労働求職者給付金は、日雇労働被保険者が失業している日(失業していることについての認定を受けた日)に限る。第五十四条

2 第二項において同じ。)について支給する。

3 前項の失業していることについての認定(以下この節において「失業の認定」という)を受けるようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをしなければならない。

(日雇労働求職者給付金の日額)

第四十八条 日雇労働求職者給付金の日額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

1 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、前月間に納付された印紙保険料のうち、徴収法第二十二条第一項第一号に掲げる額(その額が同条第一項又は第四項の規定により変更されたり変更されたときは、その変更された額)の印紙保険料(以下「第一級印紙保険料」といいう。)が二十四日分以上であるとき 七千五百円(その額が次条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額)

2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、前月間に納付された印紙保険料のうち、徴収法第二十二条第一項第一号に掲げる額(その額が次条第一項の規定により変更されたり変更されたときは、その変更された額)

3 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、前月間に納付された印紙保険料のうち、徴収法第二十二条第一項第一号に掲げる額(その額が次条第一項の規定により変更されたり変更されたときは、その変更された額)

4 口 前月間に納付された印紙保険料のうち、第一級印紙保険料及び第二級印紙保険料が二十四日分未満である場合において、第一級印紙保険料の納付額と第二級印紙保

險料の納付額との合計額に、徴収法第二十二条第一項第三号に掲げる額(その額が同条第二項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額)の印紙保険料(以下「第三級印紙保険料」という。)の納付額のうち二十四日から第一級印紙保険料及び第二級印紙保険料の納付日数を差し引いた日数に相当する日数分の額を加算した額を二十四で除して得た額が第二級印紙保険料の日額以上であるとき。

(日雇労働求職者給付金の支給日数等)

2 二級印紙保険料区分日額及び二級・三級印紙保

3 三級前二号のいずれにも該当しないとき 四千百円(その額が次条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額)

(日雇労働求職者給付金の自動的変更)

2 第四十九条 厚生労働大臣は、平均定期給与額(第十八条第一項の平均定期給与額をいう。以下この項において同じ。)が、平成六年九月の平均定期給与額(この項の規定により日雇労働求職者給付金の日額等が変更されたときは直近の当該変更の基礎となつた平均定期給与額)の百分の百二十を超える、又は百分の八十三を下るに至つた場合において、その状態が継続すると認めるとときは、その平均定期給与額の上昇し、又は低下した比率を基準として、日雇労働求職者給付金の日額等を変更しなければならない。

2 前項の「日雇労働求職者給付金の日額等」と認めるときは、その平均定期給与額の上昇し、又は低下した比率を基準として、日雇労働求職者給付金の日額等を変更しなければならない。

(日雇労働求職者給付金の支給方法等)

2 第五十一条 日雇労働求職者給付金は、公共職業安定所において、失業の認定を行つた日に支給するものとする。

(日雇労働求職者給付金の支給方法等)

2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかると、日雇労働被保険者が職業に就かなかつた最初の日については、支給しない。

(日雇労働求職者給付金の支給方法等)

2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、前項第一号に定める額の日雇労働求職者給付金(次項及び第五十四条において「第一級給付金」という。)の日額、前条第二号に定める額の日雇労働求職者給付金(次項及び第五十五条において「第二級給付金」という。)の日額、前条第三号に定める額の日雇労働求職者給付金(次項及び第五十四条において「第三級給付金」という。)の日額並びに徴収法第二十二条第一項に規定する印紙保険料の額の区分に係る賃金の日額のうち第一級印紙保険料と第二級印紙保険料との区分に係る賃金の日額(その額が前項の規定により変更されたときは、その変更された額)。次項において「二級・二級印紙保険料区分日額」という。)及び第二級印紙保険料と第三級印紙保険料との区分に係る賃金の日額(その額が前項の規定により変更されたときは、その変更された額)。次項において「二級・二級印紙保険料区分日額」という。)をい

(日雇労働求職者給付金の特例)

2 第五十三条 日雇労働被保険者が失業した場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、その者は、公共職業安定所長に申し出ること

(日雇労働求職者給付金の特例)

2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかると、日雇労働被保険者が職業に就かなかつた最初の日については、支給しない。

(日雇労働求職者給付金の特例)

2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、前項第一号に定める日雇労働求職者給付金の支給を受けない。

(日雇労働求職者給付金の特例)

2 二 前号に規定する継続する六月間(以下「基礎期間」という。)のうち後の五月間に第十四条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けていないこと。

(日雇労働求職者給付金の特例)

2 三 基礎期間の最後の月の翌月以後一月間(申出をした日が当該一月の期間内にあるときは、同日までの間)に第四十五条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けていないこと。

(日雇労働求職者給付金の特例)

2 四 前項の申出は、基礎期間の最後の月の翌月以後四月の期間内に行わなければならない。

(日雇労働求職者給付金の特例)

2 第五十四条 前条第一項の申出をした者に係る日雇労働求職者給付金の支給を受けていないこと。

(日雇労働求職者給付金の特例)

2 一 紹介された業務が、その者の能力からみて不適当であると認められるとき。

(日雇労働求職者給付金の特例)

2 二 その他の正当な理由があるとき。

(日雇労働求職者給付金の特例)

2 三 職業安定法第二十条(第二項ただし書を除く。)の規定に該当する事業所に紹介された

(日雇労働求職者給付金の特例)

2 四 その他正当な理由があるとき。

(日雇労働求職者給付金の特例)

2 五 日雇労働求職者給付金の日額並びに一級・二級印紙保険料区分日額の変更を行うことができない。

(日雇労働求職者給付金の特例)

2 六 合には、厚生労働大臣は、その変更のあつた日から一年を経過した日の前日(その日前に当該変更に関する国会の議決があつた場合には、その議決があつた日の前日)までの間は、第一項の規定による第一級給付金の日額、第二級給付金の日額及び第三級給付金の支給日数等)の規定による第一級給付金の日額、第二級給付

(日雇労働求職者給付金の特例)

2 七 日雇労働求職者給付金の日額並びに一級・二級印紙保険料区分日額の変更を行うことができない。

(日雇労働求職者給付金の特例)

2 八 二級印紙保険料及び第三級印紙保険料との区分に係る賃金の日額(その額が前項の規定により変更されたときは、その変更された額)と読み替えるものとする。

(日雇労働求職者給付金の特例)

2 九 一 紹介された業務が、その者の能力からみて不適当であると認められるとき。

(日雇労働求職者給付金の特例)

2 十 二 紹介された業務が、その者の能力からみて不適当であると認められるとき。

(日雇労働求職者給付金の特例)

2 十一 三 紹介された業務が、その者の能力からみて不適当であると認められるとき。

(日雇労働求職者給付金の特例)

2 十二 一 紹介された業務が、その者の能力からみて不適当であると認められるとき。

(日雇労働求職者給付金の特例)

2 十三 二 紹介された業務が、その者の能力からみて不適当であると認められるとき。

□ 高年齢受給資格者 その者を高年齢受給資格に係る離職の日において三十歳未満である基本手当の受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の額（その者を基本手当の受給資格者とみなして適用される第十六条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額ハ 特例受給資格者 その者を基本手当の受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の額（その金額がその者を基本手当の受給資格者とみなして適用される第十六条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一万二千九十九円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（特例受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である特例受給資格者については、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額）

二 日雇受給資格者 第四十八条又は第五十四条第二号の規定による日雇労働求職者給付金の日額

第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当を支給したときは、この法律の規定（第十条の四及び第三十四条の規定を除く。）の適用については、当該就業促進手当の額を基本手当で除して得た日数に相当する日数分の基本手当を支給したものとみなす。

一 就業促進手当の支給を受けた場合の特例

五十七 条 特定就業促進手当受給者について、第一号に掲げる期間が第二号に掲げる期間を超えるときは、当該特定就業促進手当受給者の基本手当の受給期間は、第二十条第一項及び第二百三十二条第三項の規定にかかるわらなり並びに第三十三条第三項の規定にかかるわらなり並びに第三十三条第三項の規定による期間に当該超える期間を加えた期間とする。

資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を取得した場合における当該受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格に係る離職を除く。)をいう。次項において同じ。)の日までの期間に次のイ及びロに掲げる日数を加えた期間イ二十日以下の範囲内で厚生労働省令で定める日数

常要する費用を考慮して、厚生労働省令で定め
る。
(求職活動支援費)

資格に基づく就業促進手当の全部又は一部の支給を受けることができなくなつたときは、第五十六条の三第四項の規定の適用については、その全部又は一部の支給を受けることができないこととされた就業促進手当の支給があつたもののみなす。

第六十一条の二 教育訓練給付金

柔促進手当の全部又は一部の支
けができないなつたときは、第五
項の規定の適用については、そ
の支給を受けることができない
柔促進手当の支給があつたもの

2	得した場合における当該受給資格又は特例受給資格を受ける資格又は特例受給資格に係る離職を除く。)をいう。次項において同じ。)の日までの期間に次のイ及びロに掲げる日数を加えた期間イ二十日以下の範囲内で厚生労働省令で定める日数	二	口 当該就業促進手当に係る職業に就いた日の前日における支給残日数から前条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされた日数を差し引いた日数	2	の前日における支給残日数から前条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされた日数を差し引いた日数	二	二 当該職業に就かなかつたこととした場合における当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間(第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については、同項の規定による期間)
3	前項の特定就業促進手当受給者は、就業促進手当の支給を受けた者であつて、再離職の日が当該就業促進手当に係る基本手当の受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間(第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については、同項の規定による期間)内にあり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものをいう。	一	前項の特定就業促進手当受給者は、就業促進手当の支給を受けた者であつて、再離職の日が当該就業促進手当に係る基本手当の受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間(第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については、同項の規定による期間)内にあり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものをいう。	2	前項の特定就業促進手当受給者は、就業促進手当の支給を受けた者であつて、再離職の日が当該就業促進手当に係る基本手当の受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間(第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については、同項の規定による期間)内にあり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものをいう。	二	前項の特定就業促進手当受給者は、就業促進手当の支給を受けた者であつて、再離職の日が当該就業促進手当に係る基本手当の受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間(第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については、同項の規定による期間)内にあり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
4	第五十三条第五項の規定は、第一項の規定に該当する受給資格者について準用する。	3	二 再離職が、その者を雇用していた事業主の事業について発生した倒産又は当該事業主の適用事業の縮小若しくは廃止に伴うものである者として厚生労働省令で定めるもの	2	前項に規定する者が同項に規定する日以後新たに受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を取得した場合には、同項の規定にかかわらず、その受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格に基づく就職促進給付を支給する。	三	三 第一項に規定する者であつて、第五十二条第三項(第五十五条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる期間を経過した後において、日雇受給資格者である場合又は日雇受給資格者となつた場合には、第一項の規定にかかわらず、その支給する。
5	第五十八条 移転費は、受給資格者等が公共職業安定所、職業安定法第四条第九項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する場合において、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従つて必要があると認めたときに支給する。	4	四 第一項に規定する者(第五十二条第三項の規定により日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者とされたものが、その支給を受けることができない者とされたものが、その支給を受けることができる者とされたいる者を除く。)が新たに日雇受給資格者となつた場合には、第一項の規定にかかわらず、その日雇受給資格者たる資格に基づく就職促進給付を支給する。	5	(求職活動支援費) 第五十九条 求職活動支援費は、受給資格者等が求職活動に伴い次の各号のいずれかに該当する行為をする場合において、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従つて必要があると認めたときに支給する。 一 公共職業安定所の紹介による広範囲の地域にわたる求職活動 二 公共職業安定所の職業指導に従つて行う職業に関する教育訓練の受講その他の活動 三 求職活動を容易にするための役務の利用 常要する費用を考慮して、厚生労働省令で定める。	常要する費用を考慮して、厚生労働省令で定める。	

資格に基づく就業促進手当の全部又は一部の支給を受けることができなくなつたときは、第五十六条の三第四項の規定の適用については、その全部又は一部の支給を受けることができないこととされた就業促進手当の支給があつたもののみなす。

休業を開始した日又は休業開始応当日から当該介護休業を終了した日までの日数

二一 育児休業給付は、次のとおりとする。

当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を二年ご加算した期間は、その期間

育児休業給付金の額は、一支給単位期間について、育児休業給付金の支給を受けることができる被保険者を受給資格者と、当該被保険者が

保険者に当該被保険者を雇用している事業主から支給単位期間に賃金が支払われた場合において、当該賃金の額に当該支給単位期間における介護休業給付金の額を加えて得た額が休業開始時賃金日額に係る賃金の百分率に従事する

3 出生後休業支援給付は、出生後休業支援給付金とする。
4 育児時短就業給付は、育児時短就業給付金とする。

2 被保険者が育児休業についてこの節の定める
が四半期を二回に分けて算入した期間
が四年を超えるときは、四年間)に、みなし
被保険者期間が通算して十二箇月以上であつた
とき、支給単位期間について支給する。

第二節 育児休業給

までの規定は、育児
付する。

第六十一条の七 育児休業給付金（育児休業給付金）

で定める場合に該当するものを除く。」をした場合における三回目以後の育児休業については、前項の規定にかかわらず、育児休業給付金

6 得た額の百分の八十に相当する額以上であるときは、第一項の規定にかかるらず、当該賃金が支払われた支給単位期間について、介護休業給付金は、支給しない。

第一項の規定にかかるらず、被保険者が介護

を除く。以下この章において同じ。)が、厚生労働省令で定めるところにより、その一歳に満たない子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の二第一項の規定により被保険者が当該被保険者との間に生けられた同員)に見合

休業についてこの款の定めるところにより介護休業給付金の支給を受けたことがある場合において、当該被保険者が次の各号のいずれかに該当する介護休業をしたときは、介護休業給付金は、支給しない。

障者が当該被保険者との間ににおける同様に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて該被保険者が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二年三月三日法律第百四十二号）

(昭和二十二年法律第百六十四号) 第二十七条
第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定に
より同法第六条の第四第二号に規定する養子縁組
里親である被保険者に委託されている児童及び

が介護休業」といは、当該介護休業を開始した日から当該介護休業を終了したまでの日数を合算して得た日数が九十三日に達した日後

これらの被保険者に準する者として厚生労働省令で定める被保険者に厚生労働省令で定めるところにより委託されている者を含む。以下この章において同じ。」（その子が一歳未満の日後

第六十一条の五 偽りその他不正の行為により介護木業合付金の支給を受け、又は受けようとした者

童に就いて同じくこの二が一歳に達した日以後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働

2 説明の業種に付した金の支給を受けた者は、当該金の支給を受けた後は受け取った者には、介護休業給付金を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、介護休業給付金の全部又は一部を支給することができる。

重いおもてなしの二つが、運営に追いつかず、常に同じく休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合にあつては、一歳六ヶ月に満たない子（その子が一歳六ヶ月に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合にあつては、「二歳に満たない子」）を養育する

けることができない者とされたものが、同項に規定する日以後、新たに介護事業を開始し、介護休業給付金の支給を受けることができる者となつた場合には、同項の規定にかかわらず、当該介護休業に係る介護休業給付金を支給する。

省令で定める場合に該当する場合にあつては、一歳六ヶ月に満たない子（その子が一歳六ヶ月に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合にあつては、一歳六ヶ月に満たない子（その子が一歳六ヶ月に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合にあつては、二歳に満たない子）を養育するための休業（以下この節並びに第六十一条の十二第一項及び第六項第一号において「育児休業」という。）をした場合において、当該育児休業（当該子について二回以上の育児休業をした場合にあつては、初回の育児休業とする。以

第六十一条の六 育児休業等給付
付、出生後休業支援給付及び育児時短就業給付
とする。

の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合にあつては、一歳六ヶ月に満たない子（その子が一歳六ヶ月に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合にあつては、二歳に満たない子）を養育するための休業（以下この節並びに第六十一条の二第一項及び第六項第一号において「育児休業」という。）をした場合において、当該育児休業（当該子について二回以上の育児休業をした場合にあつては、初回の育児休業とする。以下この項及び第三項において同じ。）を開始した日前二年間（当該育児休業を開始した日前二年間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受け

時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の百分八十に相当する額から当該賃金の額を減じて得た額を、当該支給単位期間における育児休業給付金の額とする。この場合において、当該賃金が支払われた支給単位期間については、育児休業給付金は、支給しない。

被保険者の養育する子について、当該被保険者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第六十一条の十第一項第三号及び第二項において同じ。）が当該子の一歳に達する日以前のいずれかの日において当該子を養育するための休業をしている場合における第一項の規定の適用については、同項中「その一歳」とあるのは、「その一歳二か月」とする。

（出生時育児休業給付金）

第六十一条の八 出生時育児休業給付金は、被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、その子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日まで（出産予定期前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定期日から起算して八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定期後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定期日から当該出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとする。第六十一条の十において同じ。）の期間内に四週間以内の期間を定めて当該子を養育するための休業（当該被保険者が出生時育児休業給付金の支給を受けることを希望する旨を公共交通職業安定所長に申し出たものに限る。以下この条並びに第六十一条の十二第一項及び第六項第一号において「出生時育児休業」という。）を開始した場合において、当該出生時育児休業（当該子について二回目の出生時育児休業をした場合にあつては、初回の出生時育児休業とする。以下この項及び第三項において同じ。）を開始した日前二年間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を二年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間）に、みなし被保険者期間が通算して十二箇月以上であつたときに、支給する。

2 被保険者が出生時育児休業についてこの節の定めるところにより出生時育児休業給付金の支給を受けたことがある場合において、当該被保険者が次の各号のいずれかに該当する出生時育児休業をしたときは、前項の規定にかかわらず、出生時育児休業金は、支給しない。

一 同一の子について当該被保険者が三回以上の出生時育児休業をした場合における三回目以後の出生時育児休業

二 同一の子について当該被保険者がした出生時育児休業ごとに、当該出生時育児休業を開始した日から当該出生時育児休業を終了した日までの日数を合算して得た日数が二十八日に達した日後の出生時育児休業

3 第一項の「みなし被保険者期間」は、出生時育児休業を開始した日を被保険者でなくなつた日とみなして第十四条（第二項第三号を除く。）の規定を適用した場合に計算されることとなる被保険者期間に相当する期間とする。

4 出生時育児休業給付金の額は、出生時育児休業給付金の支給を受けることができる被保険者を受給資格者と、当該被保険者が当該出生時育児休業給付金の支給に係る出生時育児休業（同一の子について二回目の出生時育児休業をした場合にあつては、初回の出生時育児休業とする。）を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（次項において、「休業開始時賃金日額」という。）に第二項第二号に規定する合算して得た日数（その日数が二十八日を超えるときは、二十八日。次項において「支給日数」という。）を乗じて得た額の百分の六十七に相当する額（次項において「支給額」という。）とする。（この場合における同条の規定の適用については、同条第一項中「第一項ただし書」とあるのは「第一項ただし書及び第二項第三号」と、同条第二号に規定する合算して得た日数が二十八日を超えるときは、当該日数が二十八日に達する日までの期間に限る。）に賃金が支払われた場合において、当該賃金の額に支給額を加えて得た額が休業開始時賃金日額に支給日数を乗じた被保険者に当該被保険者を雇用している事業主から当該出生時育児休業をした期間（第二項第二号に規定する合算して得た日数が二十八日）

て得た額の百分の八十に相当する額以上であるときは、休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の百分の八十に相当する額以上であるときは、第一項の規定にかかわらず、出生時育児休業給付金の額とする。この場合において、当該賃金の額が休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の百分の八十に相当する額以上であるときは、第一項の規定にかかわらず、出生時育児休業給付金は、支給しない。

6 出生時育児休業給付金の支給を受けようとする被保険者が、既に同一の子について育児休業給付金の支給を受けていた場合における第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、第一項中「限る」とあるのは「限り、育児休業給付金の支給に係るものを除く」と、「当該出生時育児休業」(当該子について二回目の出生時育児休業をした場合には、初回の出生時育児休業とする。以下この項及び第三項において同じ。)とあるのは「当該子について当該被保険者がした初回の育児休業」と、「当該出生時育児休業」とあるのは「(当該育児休業と、第三項中「出生時育児休業」とあるのは「同一の子についてした初回の育児休業」と、第四項中「当該出生時育児休業給付金の支給に係る出生時育児休業(同一の子について二回目の出生時育児休業をした場合にあつては、初回の出生時育児休業とする。)」とあるのは「同一の子についてした初回の育児休業」とする。

7 育児休業給付金の支給を受けようとする被保險者が、既に同一の子について出生時育児休業給付金の支給を受けていた場合における前条第二項、第五項及び第六項の規定の適用については、同条第二項中「育児休業」とあるのは「育児休業(次条第一項に規定する出生時育児休業及び」と、同条第五項中「育児休業」とあるのは「育児休業(次条第一項に規定する出生時育児休業を除く。)」と、同条第六項中「起算し当該育児休業給付金」とあるのは「起算し当該育児休業給付金(同一の子について当該被保険者が支給を受けていた次条第一項に規定する出生時育児休業給付金を含む。以下この項において同じ。)」とする。

(給付制限)

2 前項の規定により育児休業給付の支給を受けなければならない者とされたものが、同項に規定する日以後、当該育児休業給付の支給に係る育児休業を開始した日に養育していた子以外の子について新たに育児休業を開始し、育児休業給付の支給を受けることができる者となつた場合には、同項の規定にかかわらず、当該育児休業に係る育児休業給付を支給する。

第三節 出生後休業支援給付

(出生後休業支援給付金)

第六十一条の十 出生後休業支援給付金は、被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、対象期間内にその子を養育するための休業(以下この節において「出生後休業」という。)をした場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときに、支給する。

一 当該出生後休業(当該子について二回以上の出生後休業をした場合にあつては、初回の出生後休業とする。以下この号及び第四項において同じ。)を開始した日前二年間(当該出生後休業を開始した日前二年間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を二年に加算した期間(その期間が四年を超えるときは、四年間))に、みなし被保険者期間が通算して十二箇月以上であったとき。

二 対象期間内にした出生後休業の日数が通算して十四日以上であるとき。

三 当該被保険者の配偶者が当該出生後休業に係る子について出生後休業をしたとき(当該配偶者が当該子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までの期間内にした出生後休業の日数が通算して十四日以上であるとき)に限る。)

2 被保険者が次の各号のいずれかに該当する場合における前項の規定の適用については、同項中「次の各号」とあるのは、「第一号及び第二号」とする。

一 配偶者のない者その他厚生労働省令で定める者である場合

超えるときは、支給限度額から当該賃金の額を減じて得た額とする。

一 当該賃金の額が、育児時短就業開始時賃金額（育児時短就業給付金の支給を受けることができる被保険者を受給資格者と、当該被保険者が当該育児時短就業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金額に相当する額（当該被保険者が、当該育児時短就業に係る子について、育児休業給付金の支給を受けていた場合であつて当該育体業給付金に係る育児休業終了後引き続き育児時短就業をしたときは第六十一条の七第六項に規定する休業開始時賃金日額とし、出生時育児休業給付金の支給を受けていた場合であつて当該出生時育児休業給付金に係る出生時育児休業終了後引き続き育児時短就業をしたときは第六十一条の八第四項に規定する休業開始時賃金日額とする。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）に三十を乗じて得た額の百分の九十に相当する額未満であるとき、当該賃金の額が、育児時短就業開始時賃金額に三十を乗じて得た額の百分の九十に相当する額未満であるとき、育児時短就業開始時賃金日額に三十を乗じて得た額に対する当該賃金の額の割合が百分の九十を超える大きさの程度に応じ、百分の十から一定の割合で遞減するように厚生労働省令で定める率（以下この前項第一号の規定により育児時短就業開始時賃金額を算定する場合における第十七条の規定の適用については、同条第一項中「第一項ただし書」とあるのは「第一項ただし書及び第二項第三号」と、同条第四項中「第二号に掲げる額」とあるのは「第一号ハに定める額」とす

る。第一項及び第六項の規定にかわらず、同項の規定により支給対象月における育児時短就業給付金の額として算定された額が第十七条第四項第一号に掲げる額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）の百分の八十に相当する額を超えないときは、当該支給対象月については、育児時短就業給付金は、支給しない。

9 厚生労働大臣は、年度の平均給与額が令和五年四月一日から始まる年度（この項の規定によ

り支給限度額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超えて、又は下るに至った場合には、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の支給限度額を変更しなければならない。

一 育児時短就業給付金の支給を受けることができる者が、同一の就業につき高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金を支給を受けたときは育児時短就業給付金を支給せず、育児時短就業給付金の支給を受けたときは育児時短就業給付金又は高年齢再就職給付金を支給しない。（給付制限）

第六十一条の十三 第六十一条の九の規定は、育児時短就業給付について準用する。この場合において、同条第二項中「係る育児休業」とあるのは「係る育児時短就業（第六十一条の十二第一項に規定する育児時短就業をいう。以下この項において同じ。）」を、「新たに育児休業」とあるのは「新たに育児時短就業」と、「同項」とあるのは「前項」と、「育児休業に」とあるのは「育児時短就業に」と読み替えるものとする。

第四章 雇用安定事業等

（雇用安定事業）

第六十二条 政府は、被保険者、被保険者であつた者及び被保険者にならうとする者（以下この

章において「被保険者等」という。）に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大に関する状況が全国的に悪化した場合における労働者の雇入れの促進、雇用に関する状況が特に困難な者の雇入れの促進、雇用の安定を図るために必要な事業であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

一 景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、労働者を休業させる事業主その他の労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対し、必要な助成及び援助を行うこと。

二 離職を余儀なくされる労働者に對して、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に對して、必要な助成及び援助を行うこと。

三 政府は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとする。

（能力開発事業）

三 定年の引上げ、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第九条に規定する継続雇用制度の導入、同法第十条の二第四項に規定する高年齢者就業確保措置の実施等により高年齢者の雇用を延長し、又は同法第二条第二項に規定する高年齢者等（以下この号において単に「高年齢者等」という。）に対し再就職の援助を行い、若しくは高年齢者等を雇い入れる事業主その他高年齢者等の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

四

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十四条第一項の同意を得た同項に規定する地域高年齢者就業機会確保計画（同条第四項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。次条第一項第八号において「同意地域高年齢者就業機会確保計画」という。）に係る同法第三十四条第二項第三号に規定する事業のうち雇用の安定に係るものを行うこと。

五 雇用機会を増大させる必要がある地域への事業所の移転により新たに労働者を雇い入れる事業主、季節的に失業する者が多数居住する地域においてこれらの者を年間を通じて雇用する事業主その他の雇用に関する状況を改善する必要がある地域における労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主

に対して、必要な助成及び援助を行うこと。前各号に掲げるもののほか、障害者その他就職が特に困難な者の雇入れの促進、雇用に関する状況が全国的に悪化した場合における労働者の雇入れの促進その他の被保険者等の雇用の安定を図るために必要な事業であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

前項各号に掲げる事業の実施に関して必要な

基準は、厚生労働省令で定める。

六 前各号に掲げるもののほか、障害者その他就職が特に困難な者の雇入れの促進、雇用に関する状況が全国的に悪化した場合における労働者の雇入れの促進その他の被保険者等の雇用の安定を図るために必要な事業であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

前項各号に掲げる事業の実施に関して必要な

基準は、厚生労働省令で定める。

七 前各号に掲げるもののほか、障害者その他就職が特に困難な者の雇入れの促進、雇用に関する状況が全国的に悪化した場合における労働者の雇入れの促進その他の被保険者等の雇用の安定を図るために必要な事業であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

前項各号に掲げる事業の実施に関して必要な

基準は、厚生労働省令で定める。

八 第一項及び第六項の規定にかかるわらず、同項の規定により支給対象月における育児時短就業給付金の額として算定された額が第十七条第四項第一号に掲げる額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）の百分の八十に相当する額を超えないときは、当該支給対象月については、育児時短就業給付金は、支給しない。

九 厚生労働大臣は、年度の平均給与額が令和五年四月一日から始まる年度（この項の規定によ

る。開発事業として、次の事業を行ふことができること。

一 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十三条に規定する事業主等及び職業訓練の推進のための活動を行う者に対する職業訓練、同法第二十四条第三項（同法第二十条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する認定職業訓練（第五号において「認定職業訓練」という。）その他当該事業主等の行う職業訓練を振興するために必要な助成及び援助を行うこと。

二 公共職業能力開発施設（公共職業能力開発施設の行う職業訓練を受ける者のための宿泊施設を含む。以下この号において同じ。）又は職業能力開発総合大学校（職業能力開発総合大学校の行う指導員訓練又は職業訓練を受ける者のための宿泊施設を含む。）を設置し、又は運営すること、職業能力開発促進法第十五条の七第一項ただし書に規定する職業訓練を行うこと及び公共職業能力開発施設を設置し、又は運営する都道府県に対して、これらに要する経費の全部又は一部の補助を行うこと。

三 求職者及び退職者を予定する者に対して、再就職を容易にするために必要な知識及び技能を習得させるための講習（第五号において「職業講習」という。）並びに作業環境に適応させるための訓練を実施すること。

四 職業能力開発促進法第十条の四第二項に規定する有給教育訓練休暇を与える事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

五 職業訓練（公共職業能力開発施設又は職業訓練）認定職業訓練その他の職業訓練を受けさせる事業主（当該職業訓練を受ける期間、労働者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支払う事業主に限る。）に対して、必要な助成を行うこと。

六 第六十三条 政府は、被保険者等に關し、職業生

活の全期間を通じて、これらの者の能力を開発

し、及び向上させることを促進するため、能力

受けさせる事業主（当該職業訓練を受ける期

間、労働者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支払う事業主に限る。）に対して、必要な助成を行うこと。

六 職業能力開発促進法第十条の三第一項第一号の規定によりキャリアコンサルティング（同法第二条第五項に規定するキャリアコンサルティングをいう。以下この号において同じ。）の機会を確保する事業主に対して必要な援助を行うこと及び労働者に対してキャリアコンサルティングの機会の確保を行うこと。

七 技能検定の実施に要する経費を負担することと、技能検定を行う法人その他の団体に対し、技能検定を促進するために必要な助成を行うこと及び技能検定を促進するために必要な助成を行なうことを助成を行う都道府県に対して、これに要する経費の全部又は一部の補助を行うこと。

八 同意地域高齢者就業機会確保計画に係る高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十四条第二項第三号に規定する事業のうち労働者の能力の開発及び向上に係るものを行うこと。

九 前各号に掲げるもののほか、労働者の能力の開発及び向上のために必要な事業であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

前各号に掲げる事業の実施に關して必要な基準については、同項第二号の規定による都道府県に対する経費の補助に係るものにあつては政令で、その他の事業に係るものにあつては厚生労働省令で定める。

三 政府は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとする。

第六十四条 政府は、被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者の就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、能力開発事業として、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援にかかる法律第四条第二項に規定する認定職業訓練を行う者に対して、同法第五条の規定による助成を行うこと及び同法第二条に規定する特定求職者に対しても、同法第七条第一項の職業訓練受講給付金を支給することができること。（事業における留意事項）

第六十四条の二 雇用安定事業及び能力開発事業は、被保険者等の職業の安定を図るために、労働生産性の向上に資するものとなるよう留意しつつ、行われるものとする。

六 職業能力開発促進法第十条の三第一項第一号の規定によりキャリアコンサルティング（同法第二条第五項に規定するキャリアコンサルティングをいう。以下この号において同じ。）の機会を確保する事業主に対して必要な援助を行うこと及び労働者に対してキャリアコンサルティングの機会の確保を行うこと。

（事業等の利用）

第六十五条 第六十二条及び第六十三条の規定による事業又は当該事業に係る施設は、被保険者等の利用に支障がなく、かつ、その利益を害しない限り、被保険者等以外の者に利用させることができる。

第六十六条 国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）、教育訓練給付（教育訓練休暇給付金に限る。第三号において同じ。）及び雇用継続給付（介護休業給付金に限る。第四号において同じ。）、育児休業給付並びに第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一部を負担する。

第六十七条 第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給については、当該職業訓練受講給付金に相当する費用の二分の一に相当する額を減じた額（その額が当該会計年度において支給した日雇労働求職者給付金の総額の四分の一に相当する額を下回る場合には、その四分の一に相当する額）を負担する。

（国庫の負担）

第五章 費用の負担

（国庫の負担）

第六章 費用の負担

（国庫の負担）

第七章 費用の負担

（国庫の負担）

第八章 費用の負担

（国庫の負担）

第九章 費用の負担

（国庫の負担）

第十章 費用の負担

（国庫の負担）

第十一章 費用の負担

（国庫の負担）

第十二章 費用の負担

（国庫の負担）

第十三章 費用の負担

（国庫の負担）

第十四章 費用の負担

（国庫の負担）

第十五章 費用の負担

（国庫の負担）

第十六章 費用の負担

（国庫の負担）

第十七章 費用の負担

（国庫の負担）

第十八章 費用の負担

（国庫の負担）

第十九章 費用の負担

（国庫の負担）

第二十章 費用の負担

（国庫の負担）

第二十一章 費用の負担

（国庫の負担）

第二十二章 費用の負担

（国庫の負担）

第二十三章 費用の負担

（国庫の負担）

第二十四章 費用の負担

（国庫の負担）

第二十五章 費用の負担

（国庫の負担）

第二十六章 費用の負担

（国庫の負担）

第二十七章 費用の負担

（国庫の負担）

第二十八章 費用の負担

（国庫の負担）

第二十九章 費用の負担

（国庫の負担）

第三十章 費用の負担

（国庫の負担）

第三十一章 費用の負担

（国庫の負担）

第三十二章 費用の負担

（国庫の負担）

第三十三章 費用の負担

（国庫の負担）

第三十四章 費用の負担

（国庫の負担）

第三十五章 費用の負担

（国庫の負担）

第三十六章 費用の負担

（国庫の負担）

第三十七章 費用の負担

（国庫の負担）

第三十八章 費用の負担

（国庫の負担）

第三十九章 費用の負担

（国庫の負担）

第四十章 費用の負担

（国庫の負担）

第四十一章 費用の負担

（国庫の負担）

第四十二章 費用の負担

（国庫の負担）

第四十三章 費用の負担

（国庫の負担）

第四十四章 費用の負担

（国庫の負担）

第四十五章 費用の負担

（国庫の負担）

第四十六章 費用の負担

（国庫の負担）

第四十七章 費用の負担

（国庫の負担）

第四十八章 費用の負担

（国庫の負担）

第四十九章 費用の負担

（国庫の負担）

第五十章 費用の負担

（国庫の負担）

第五十一章 費用の負担

（国庫の負担）

第五十二章 費用の負担

（国庫の負担）

第五十三章 費用の負担

（国庫の負担）

第五十四章 費用の負担

（国庫の負担）

第五十五章 費用の負担

（国庫の負担）

第五十六章 費用の負担

（国庫の負担）

第五十七章 費用の負担

（国庫の負担）

第五十八章 費用の負担

（国庫の負担）

第五十九章 費用の負担

（国庫の負担）

第六十章 費用の負担

（国庫の負担）

第六十一章 費用の負担

（国庫の負担）

第六十二章 費用の負担

（国庫の負担）

第六十三章 費用の負担

（国庫の負担）

第六十四章 費用の負担

（国庫の負担）

第六十五章 費用の負担

（国庫の負担）

第六十六章 費用の負担

（国庫の負担）

第六十七章 費用の負担

（国庫の負担）

第六十八章 費用の負担

（国庫の負担）

第六十九章 費用の負担

（国庫の負担）

第七十章 費用の負担

（国庫の負担）

第七十一章 費用の負担

（国庫の負担）

第七十二章 費用の負担

（国庫の負担）

第七十三章 費用の負担

（国庫の負担）

第七十四章 費用の負担

（国庫の負担）

第七十五章 費用の負担

（国庫の負担）

第七十六章 費用の負担

（国庫の負担）

第七十七章 費用の負担

（国庫の負担）

第七十八章 費用の負担

（国庫の負担）

第七十九章 費用の負担

（国庫の負担）

第八十章 費用の負担

（国庫の負担）

第六十一条 第二項第一号に掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める割合

イ 第一号イに掲げる場合 当該日雇労働求職者給付金に要する費用の四十分の一

ロ 前号ロに掲げる場合 当該日雇労働求職者給付金に要する費用の四分の一

イ 第一号イに掲げる場合 当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三十分の一

ロ 前号ロに掲げる場合 当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三十分の一

イ 第一号イに掲げる場合 当該日雇労働求職者給付金に要する費用の四分の一

ロ 第一号ロに掲げる場合 当該日雇労働求職者給付金に要する費用の八分の一

イ 第一号イに掲げる場合 当該日雇労働求職者給付金に要する費用の八分の一

ロ 第一号ロに掲げる場合 当該日雇労働求職者給付金に要する費用の八分の一

イ 第一号イに掲げる場合 当該日雇労働求職者給付金に要する費用の四十分の一

ロ 第一号ロに掲げる場合

二 第四十四条の規定による命令に違反して偽りその他の不正の行為によつて日雇労働被保険者手帳の交付を受けた場合

二 第七十七条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかつた場合

三 第七十九条第一項の規定による当該職員の質問に對して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第八十六条 法人（法人でない労働保険事務組合を含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない労働保険事務組合を处罚する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその労働保険事務組合を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。ただし、附則第二十一条の規定は、同年一月一日から施行する。

（適用範囲に関する暫定措置）

第二条 次の各号に掲げる事業（国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業及び法人である事業主の事業（事務所に限る。）を除く。）であつて、政令で定めるものは、当分の間、第五条第一項の規定にかかわらず、任意適用事業とする。

一 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培、事業

二 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業（船員が雇用される事業を除く。）

前項に規定する事業の保険関係の成立及び消滅については、徵收法附則の定めるところによるものとし、徵收法附則第二条又は第三条の規定により雇用保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業は、第五条第一項に規定する適用事業に含まれるものとする。

(被保険者期間に関する経過措置)
第三条 短期雇用特例被保険者が当

例被保険者でなくなつた場合（引き続き同一事業主に被保険者として雇用される場合を除く。）における当該短期雇用特例被保険者となつた日（以下この条において「資格取得日」という。）から当該短期雇用特例被保険者でなくなつた日（以下この条において「資格喪失日」という。）の前日までの間の短期雇用特例被保険者であつた期間についての第十四条第一項及び第三項の規定の適用については、当分の間、当該短期雇用特例被保険者は、資格取得日の属する月の初日から資格喪失日の前日の属する月の末日まで引き続き短期雇用特例被保険者として雇用された後当該短期雇用特例被保険者でなくなつたものとみなす。

（基本手当の支給に関する暫定措置）

第四条 第十三条第三項に規定する特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）であつて、受給資格に係る離職の日が平成二十一年三月三十一日から令和九年三月三十一日までの間（附則第十一条の三第一項において「特定期間」という。）であるものに係る基本手当の支給については、当該受給資格者（第二十二条第二項に規定する受給資格者を除く。）を第二十三条第二項に規定する特定受給資格者とみなして第二十条、第二十二条及び第二十三条第一項の規定を適用する。

前項の規定の適用がある場合における第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「若しくは第二十四条の二第二項」とあるのは、「第二十四条の一第一項若しくは附則第四条第一項」とする。

（給付日数の延長に関する暫定措置）

第五条 受給資格に係る離職の日が令和九年三月三十一日以前である受給資格者（第二十二条第二項に規定する就職が困難な受給資格者以外の受給資格者のうち第十三条第三項に規定する特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）である者及び第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に限る。）であつて、厚生労働省令で定める基準に照らして雇用機会が不足していると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住し、かつ、公共職業安定所長が第二十四条の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの

(個別延長給付を受けることができる者を除く。)については、第三項の規定による期間内の

失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。）について、所定給付二項の規定による期間内に基本手当の支給を受けた日数が所定給付日数に満たない場合には、その支給を受けた日数（次項において同じ。）を超えて、基本手当を支給することができる。

前項の場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、六十日（所定給付日数が第二十三条第一項第二号イ又は第三号イに該当する受給資格者にあつては、三十日）を限度とするものとする。

4 第一項の規定による基本手当の支給を受ける受給資格者の受給期間は、第二十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による期間に前項に規定する日数を加えた期間とする。

5 第一項の規定による基本手当の支給十八条、第二十九条、第三十二条、第三十三条、第七十二条第一項及び第七十九条の二の規定の適用については、第二十八条第一項中「個別延長給付を」とあるのは「個別延長給付又は附則第五条第一項の規定による基本手当の支給（以下「地域延長給付」という。）を」と、「個別延長給付が」とあるのは「個別延長給付又は地域延長給付が」と、同条第二項中「個別延長給付」とあるのは「個別延長給付、地域延長給付」と、「個別延長給付又は地域延長給付」とあるのは「個別延長給付又は地域延長給付」と、「個別延長給付又は地域延長給付」とあるのは「個別延長給付又は地域延長給付」と、「全国延長給付又は地域延長給付」とあるのは「全国延長給付又は地域延長給付」と、「第三十三条第五項中「広域延長給付」とあるのは「地域延長給付、広域延長給付」と、第七十二条第一項中「又は全国延長給付」の「二第一項」とあるのは「第二十四条の二第一項若しくは附則第五条第一項」とあるのは「第三十三条第五項中「広域延長給付」とあるのは「地域延長給付、広域延長給付」と、第六条の三第一項若しくは附則第五条第一項と、第七十九条の中「並びに第五十九条第一項」とあるのは「第五十九条第一項並びに附則第五条第一項」とする。

措置（基

第六条 石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第百九十九号）附則第四条の規定によりその効力を有するものとされる旧石炭労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法（昭和三十四年法律第百六十六号）附則第三条の規定により厚生労働大臣が他の地域において職業に就くことを促進するための措置として職業紹介活動を行わせた場合は、第二十五条の規定の適用については、厚生労働大臣が同条第一項に規定する広域職業紹介活動を行わせたものとみなす。

第七条 削除

（特例一時金に関する暫定措置）

第八条 第四十条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「三十日」とあるのは、「四十日」とする。

第九条 削除

（就業促進手当の支給を受けた場合の特例に関する暫定措置）

第十条 第五十七条第一項第一号に規定する再離職の日が平成二十一年三月三十一日から令和九年三月三十一日までの間である受給資格者に係る同条の規定の適用については、同条第二項中「いづれか」とあるのは、「いづれか又は再離職について第十三条第三項に規定する特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）」とする。

（教育訓練給付金に関する暫定措置）

第十二条 教育訓練給付金支給対象者であつて、第六十条の二第一項第一号に規定する基準日前に教育訓練給付金の支給を受けたことがないものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「三年」とあるのは、「一年」とする。

（教育訓練支援給付金）

月 平成六年九月	月 平成六年八月	月 平成六年八月	月 平成六年十月	び旧雇用保険法第四十八条第二号ハに規定する第四級印紙保険料については新雇用保険法第十八条第二号ロに規定する第三級印紙保険料とみなす。
				厚生労働大臣は、当分の間、平均定期給与額が平成六年九月の平均定期給与額（新雇用保険法第四十九条第一項の規定により日雇労働求職者給付金の日額等が変更されたときは、直近の当該変更の基礎となつた平均定期給与額。次項において同じ。）の百分の百二十を超えるに至つたことにより同項の規定により日雇労働求職者給付金の日額等を変更する場合においては、同項の規定にかかわらず、日雇労働求職者給付金の日額である四千百円については六千二百円に、等級区分日額である八千二百円については一万三千三百円に、それぞれ変更するものとする。

月 平成六年九月	月 平成六年八月	月 平成六年八月	月 平成六年十月	（雇用保険の再就職手当の支給に関する経過措置）
				（雇用保険の再就職手当の支給に関する経過措置）

月 平成六年九月	月 平成六年八月	月 平成六年八月	月 平成六年十月	（雇用保険の再就職手当の支給に関する経過措置）
				（雇用保険の再就職手当の支給に関する経過措置）

月 平成六年九月	月 平成六年八月	月 平成六年八月	月 平成六年十月	（雇用保険の再就職手当の支給に関する経過措置）
				（雇用保険の再就職手当の支給に関する経過措置）

月 平成六年九月	月 平成六年八月	月 平成六年八月	月 平成六年十月	（雇用保険の再就職手当の支給に関する経過措置）
				（雇用保険の再就職手当の支給に関する経過措置）

月 平成六年九月	月 平成六年八月	月 平成六年八月	月 平成六年十月	（雇用保険の再就職手当の支給に関する経過措置）
				（雇用保険の再就職手当の支給に関する経過措置）

月 平成六年九月	月 平成六年八月	月 平成六年八月	月 平成六年十月	（雇用保険の再就職手当の支給に関する経過措置）
				（雇用保険の再就職手当の支給に関する経過措置）

就職給付金の支給については、なお従前の例による。

施行日以後に安定した職業に就くことにより被保険者となつた旧受給資格者に対する新雇用保険法第六十一条の二の規定の適用については、同条第一項中「賃金日額」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号）附則第三条の規定によりなほ従前の例によることとされた賃金日額」とす

新雇用保険法第六十一条の二第四項の規定は、施行日前に安定した職業に就くことにより被保険者となつた者に対しては、適用しない。
（雇用保険の育児休業基本給付金の額に関する経過措置）

規定期間の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律」（平成十五年法律第三十一号。以下この項に規定する「改正法」という。）附則第三条に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるの

は「同条」と、「同条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。
（雇用保険の介護休業給付金の額に関する経過措置）

第十三條 介護休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の七第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号。以下この項において「改正法」という。）附則第三条に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同条」と「同条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。その他の経過措置の文句との委合

第四十一条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

節の二に規定する教育訓練給付及び同章第六節に規定する雇用継続給付に係る部分を含む。)

について、当該規定の実施状況、当該就職促進給付、当該教育訓練給付及び当該雇用継続給付の支給を受ける者の収入の状況その他社会経済情勢の推移等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

二、施行期日 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五条号）次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六条項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)
第十二条 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用につきは、右を准用する。

(政令への委任) は、なほ後方の條による。

（施行期日） 五〇号
抄
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。
同上に二回十の附則を置く

(書類は関する経過措置)
四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（雇用保険の育児休業基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金の額に関する経過措置）

四条 第二条の規定による改正後の雇用保険法第六十一条の四第一項に規定する休業であつて施行日前に開始されたものに係る育児休業基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金の額の算定については、なお従前の例による。

（雇用保険の介護休業給付金の額に関する経過措置）

第五条 雇用保険法第六十一条の七第一項に規定する休業であつて施行日前に開始されたものに係る介護休業給付金の額の算定については、なほ前例による。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八号) 抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則（平成十八年六月二一日法律第八号）抄
（施行期日）

(施行期日) ○号抄
第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

定、同法第六条、第十三条、第十四条、第七条第一項及び第二項、第三十五条、第七条第一項、第三十七条の二第二項、第三十七条の三第一項、第三十七条の五、第三十八条第三項、第三十九条、第四十条第一項、第

五十六条第二項、第六十一条の四、第六十二条の七第二項、第七十二条第一項、附則第三条並びに附則第七条の改正規定並びに同法附則に三条を加える改正規定（同法附則第十条を加える部分を除く。）並びに第三条中船員

保険法第三十三条ノ三、第三十三条ノ十第一項、第三十三条ノ十二第三項、第三十三条ノ十六ノ二第一項、第三十三条ノ十六ノ四第一項第一号及び第三十四条の改正規定、同法第三十六条に一項を加える改正規定、同法第五十九条第五項第一号の改正規定（「第三十三

「第三十三条ノ三第二項各号」を「第三十三条ノ三第三項各号」に改める部分に限る。(同項第二号の改正規定、同法第六十条第一項第一号の改正規定(「第三十三条ノ三第一項各号」を「第三十三条ノ三第三項各号」に改める部分に限る)、同項第二号の改正規定、同項第三号の改正規定(「第三十三条ノ三第二項各号」を「第三十三条ノ三第三項各号」に改める部

分に限る)、同項第四号の改正規定、同法附則第二十三項の改正規定並びに同法附則第二

十四項の次に六項を加える改正規定（同法附則第二十五項から第二十八項までを加える部分を除く。）並びに附則第三条から第五条まで、第十一条、第十二条、第十三条、第十四条、第十五条、第十六条、第十七条、第六十一条、第六十三条、第六十六条及び第六十九条の規定、附則第七十条中国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）附則第十二条の

十二条の人の二第一項及び第五項の改正規定、附則第七十四条及び第七十五条の規定、附則第七十六条中地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）附則第十一条の次に一条を加える改正規定並びに同法

附則第二十六条の二第一項及び第四項の改正規定、附則第九十五条の規定並びに附則第一百二十七条中郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)附則第八十七条第一項の改正規定定 平成十九年十月一日

附則第二十七条、第二十八条、第二十九条ま
一項及び第二項、第三十条から第五十条ま
で、第五十四条から第六十条まで、第六十二
条、第六十四条、第六十五条、第六十七条、
第六十八条、第七十一条から第七十三条ま

二十条 第百二十二条 第百二十三条から第百二十五条まで、第二百二十八条、第三百三十条から第三百三十四条まで、第三百三十七条、第三百三十九条及び第二百三十九条の二の規定 日本年金機構法の施行の日
返還命令等に関する経過措置)

（第二条の規定による改正後の雇用保険法） 第十条の四第二項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に偽りの届出、報告又は証明をした指定教育訓練実施者について適用する。
（基本手当の受給資格等に関する経過措置）
二条 受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格に係る離職の日が附則第一条第一号の二に

掲げる規定の施行の日前である基本手当の受給資格、高年齢求職者給付金の高年齢受給資格又は特例一時金の特例受給資格については、それぞれなお従前の例による。

(特例一時金の額に関する経過措置)

第四条 特例受給資格に係る離職の日が附則第一条第一号の二に掲げる規定の施行の日前である特例受給資格者に係る特例一時金の額については、なお従前の例による。

(雇用保険の育児休業基本給付金に関する経過措置)

第五条 平成十九年改正後雇用保険法第六十一条の四第六項の規定は、附則第一条第一号の二に掲げる規定の施行の日以後に平成十九年改正後雇用保険法第六十一条の四第一項に規定する休業を開始した者について適用し、同日前に同項に規定する休業を開始した者については、なお従前の例による。

(雇用保険の育児休業基本給付金に関する経過措置)

第六条 政府は、平成十九年改正後雇用保険法第三条に規定するもののほか、平成十九年改正後雇用保険法の雇用保険事業として、平成十九年改正後雇用保険法第六十二条第一項に規定する被保険者等に關し、第一条の規定による改正前の雇用保険法（以下「平成十九年改正前雇用保険法」という）第六十四条第一項の規定に基づき同項に規定する雇用福祉事業として行われていた事業のうち次の各号に掲げるもの（以下「暫定雇用福祉事業」という）を、当該各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に掲げる期間、行うことができる。この場合における平成十九年改正後雇用保険法第三条、第六十五条及び第六十八条第二項の規定の適用については、平成十九年改正後雇用保険法第三条中「能力開発事業」とあるのは、「能力開発事業並びに雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百三十号）附則第六条第一項に規定する暫定雇用保険法」であるのは、「能力開発事業」とあるのは、「能力開発事業並びに雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百三十三条）とあるのは、「能力開発事業並びに雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項に規定する暫定雇用保険法事業」とする。

(雇用保険の育児休業基本給付金に関する経過措置)

第七条 政府は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項各号に掲げる暫定雇用福祉事業の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に実行せらるものとする。

(雇用保険の育児休業基本給付金に関する経過措置)

第八条 附則第六条第一項の規定により、政府が暫定雇用福祉事業を行う場合における第七条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定の適用については、同法第十条第三項中「事業」とあるのは、「事業及び雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項に規定する暫定雇用福祉事業」とする。

(雇用保険の育児休業基本給付金に関する経過措置)

第九条 平成十九年改正後雇用保険法第六十六条第一項及び附則第十条第一項の規定は、平成十

四年法律第六十三号）第十八条第一項第三号に該当する事業 施行日から平成二十二年三月三十一日までの間

二 附則第八十九条の規定による改正前の建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第九条第一項第二号及び第三号に掲げる事業 施行日から平成二十年三月三十一日までの間

三 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事業 厚生労働省令で定める期間

五 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

六 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

七 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

八 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

九 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

十 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

十一 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

十二 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

十三 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

十四 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

十五 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

十六 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

十七 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

十八 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

十九 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

二十 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

二十一 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

二十二 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

二十三 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

二十四 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

二十五 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

二十六 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

二十七 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

二十八 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

二十九 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

三十 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

三十一 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

三十二 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

三十三 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

三十四 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

三十五 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

三十六 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

三十七 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

三十八 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

三十九 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

四十 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

四十一 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

四十二 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

四十三 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

四十四 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

四十五 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

四十六 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

四十七 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

四十八 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

四十九 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

五十 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

五十一 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

五十二 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

五十三 附則第一百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

九年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

(雇用保険の教育訓練給付金に関する経過措置)

第十条 附則第一条第一号の二に掲げる規定の施行の日前に平成十九年改正後雇用保険法第六十条の二第一項に規定する教育訓練を開始した平成十九年改正後雇用保険法附則第八条に規定する者に対する同項の規定による教育訓練給付金の支給については、なお従前の例による。(雇用保険の育児休業復帰給付金の額に関する経過措置)

第十一条 平成十九年改正後雇用保険法附則第九条の規定は、附則第一条第一号の二に掲げる規定の施行の日の前日以後に平成十九年改正後雇用保険法第六十一条の五第一項の規定に該当することとなつた者について適用し、同日前に同項の規定に該当することとなつた者については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一百四十二条 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定において同じ。以下この項において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一百四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令(政令への委任)

第一条 この法律は、平成二十一年三月三十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第四条、第七条、第九条(号)抄

三 第十九条の規定 平成二十二年四月一日

第二条 受給資格に係る離職の日がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前である基本手当の受給資格については、なお従前の例による。

(個別延長給付に関する経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の雇用保険法附則第五条の規定は、受給資格に係る離職の日又は所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わる日が施行日以後である者について適用する。

(育児休業給付金に関する経過措置)

第四条 第二条の規定による改正後の雇用保険法第六十一条の四及び第六十二条の五並びに附則第一十二条の四及び第六十二条の五並びに附則第一十二条の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に同法第六十一条の四第一項に規定する休業を開始した者について適用し、同日前に第一条の規定による改正前の雇用保険法第六十一条の四第一項に規定する休業を開始した者については、なお従前の例による。

(調整規定)

第十九条 この法律及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、被

健保年金保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第十八条第一項の規定による改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第六十八条第一項及び第六十九条第一項、第六十七条第一項及び第六十八条第一項及び第七十五条の規定（公布の日）に該当する場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、被用者年金制度の一部を改正する法律附則第六条第一項に規定する暫定雇用福祉事業」とする。

(雇用保険の国庫負担に関する経過措置)

第九条 平成十九年改正後雇用保険法第六十六条第一項及び附則第十条第一項の規定は、平成十

用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律によってまず改正され、次いでこの法律によつて改正されるものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

(第二十条) この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二一年七月一日法律第六五号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条及び第六条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第五条 第一条及び第五条の規定(公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する)は、政令で定める。

(検討)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二二年一月三日法律第二号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日法律第一五号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一項中雇用保険法第十条の四第三項及び第十四条第二項の改正規定並びに同法第二十二条に一項を加える改正規定、第二条の規定(労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十一條の改正規定を除く)並びに附則第四条の規定、附則第五条の規定(労働者等)に対する就業促進手当の支

者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第三十一条第二項ただし書の改正規定を除く)、附則第六条及び第九条から第十二条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二二年七月一日法律第六五号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 第一条及び第五条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(短期雇用特例被保険者に関する経過措置)

第三条 第一条の規定による改正前の雇用保険法施行日まで同一の事業主の適用事業に雇用されている者については、雇用保険法第六条第一号から第四号までの規定は、施行日以降引き続き当該適用事業に雇用されている間は、適用しない。

(被保険者期間及び算定基礎期間に関する経過措置)

第四条 新法第十四条第二項第二号及び第二十二条第五項の規定は、離職の日が附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日以後である者について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十四条 この附則に規定するもののほか、この他の経過措置の政令への委任

第七条 政府は、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八条 介護休業給付金の額に関する経過措置

第九条 介護休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の六第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは、「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第四十六号)」とあるのは、「改正法」という。附則第二条に規定する旧受給資格者とみなして同条の規定による改正前の改正法第一条の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは、「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第四十六号)」とあるのは、「改正法」という。附則第二条に規定する旧受給資格者とみなして同条の規定による改正前の改正法第一条の規定の適用については、「同条」と、「同条の」とあるのは、「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。

第十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二三年五月二〇日法律第四七号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条第一項から第四項までの規定、附則第八条中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一の七十一の項の次に一項を加える改正規定並びに附則第九条及び第十四条の規定は、公布の日から施行する。

第六条 新雇用保険法第五十六条の三の規定は施行日以後に職業に就いた同条第二項に規定する受給資格者等(以下この条において「受給資格者等」という)に対する就業促進手当の支

給について適用し、施行日前に職業に就いた受給資格者等に対する就業促進手当の支給については、なお従前の例による。

第七条 育児休業給付金の額に関する経過措置

第八条 介護休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の六第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは、「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第四十六号)」とあるのは、「改正法」という。附則第二条に規定する旧受給資格者とみなして同条の規定による改正前の改正法第一条の規定の適用については、「同条」と、「同条の」とあるのは、「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。

第九条 介護休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の六第四項の規定の適用については、「同条」と、「同条の」とあるのは、「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。

第十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二四年三月三一日法律第九号) 抄 (施行期日)

の六第一項に規定する休業を開始した者については、なお従前の例による。
 (高年齢被保険者に関する経過措置)
第三条 六十五歳に達した日以後に雇用された者であつて、施行日前から引き続いて雇用されている者(雇用保険法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者を除く。)については、施行日に当該者が当該事業主の適用事業に雇用されたものとみなして、第二条改正後雇用保険法の規定を適用する。

(就業促進手当に関する経過措置)

第四条 第二条改正後雇用保険法第五十六条の三の規定は、施行日以後に同条第一項各号に該当する者となつた者について適用し、施行日前に

第二条改正前雇用保険法第五十六条の三第一項各号に該当する者となつた者に対する就業促進手当の支給については、なお従前の例による。

第五条 施行日前に第二条改正前雇用保険法第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格者となつた者(次条において「旧高年齢受給資格者」という。)(施行日以後に高年齢受給資格者といふ。次条において同項目に規定する日雇受給資格者をいう。次条において同項目に規定する高年齢受給資格者をいう。次条において同じ。)、日雇受給資格者(第二条改正後雇用保険法第五十六条の三第一項第二号に規定する日雇受給資格者をいう。次条において同項目に規定する高年齢受給資格者をいう。次条において同じ。)、日雇受給資格者(第二条改正後雇用保険法第五十八条の規定による移転費(求職活動支援費に関する経過措置))に対

(第一条改正後雇用保険法第三十七条の三第二項の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する休業を開始した者について適用し、施行日前に第二条改正前雇用保険法第六十一条の四第一項に規定する休業を開始した者については、なお従前の例による。

第六条 第二条改正後雇用保険法第五十九条の規定は、求職活動に伴い施行日以後に同条第一項各号に規定する行為(当該行為に關し、第二条改正前雇用保険法第五十九条の規定における当該求職活動費が支給されている場合における當行為を除く。)をした者(施行日前一年以内に旧高年齢受給資格者、日雇受給資格者又は特例受給資格者となつていしたものを除く。)について適用し、施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をした者に対する広域求職活動費の支給については、なお従前の例による。

(教育訓練給付金に関する経過措置)

第七条 高年齢継続被保険者(第二条改正前雇用保険法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者をいう。以下この条において同じ。)が施行日前に高年齢継続被保険者でなくなり、施行日以後に第二条改正後雇用保険法第六十条の二第一項に規定する教育訓練を開始した場合において、同項第一号に規定する基準日がその者が高年齢継続被保険者でなくなつた日から同項第二号の厚生労働省令で定める期間内にあるときにおける同号の規定の適用については、同号中「高年齢被保険者」とあるのは、

雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十七号)第二条の規定による改正前(雇用保険法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者)とする。

(育児休業給付金に関する経過措置)
第八条 第二条改正後雇用保険法第六十一条の四の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する休業を開始した者について適用し、施行日前に第二条改正前雇用保険法第六十一条の四第一項に規定する休業を開始した者については、なお従前の例による。

(雇用保険の国庫負担に関する経過措置)

第九条 第二条改正後雇用保険法第六十六条第三項の規定は、以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

(罰則に関する経過措置)
第十一条 第二条改正後雇用保険法第六十六条第三項に規定する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年五月二〇日法律第四号) 拝
 (施行期日)
 一 略

抄

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

第二条

附

則

四号

抄

五号

六号

七号

八号

九号

十号

十一号

十二号

十三号

十四号

十五号

十六号

十七号

十八号

十九号

二十号

二十一号

二十二号

二十三号

二十四号

二十五号

二十六号

二十七号

二十八号

二十九号

三十号

三十一号

三十二号

三十三号

三十四号

三十五号

三十六号

三十七号

三十八号

三十九号

四十号

四十一号

四十二号

四十三号

四十四号

四十五号

四十六号

四十七号

四十八号

四十九号

五十号

五十一号

五十二号

五十三号

五十四号

五十五号

五十六号

五十七号

五十八号

五十九号

六十号

る第一条の規定による改正前の雇用保険法下この項及び附則第三十一条において「第一条改正前雇用保険法」という。附則第五条の規定による基本手当の支給（次項において「旧個別延長給付」という。）及び同条第四項の規定により読み替えて適用する第一条改正前雇用保険法第二十八条の規定による同条第一項に規定する各延長給付に関する調整については、なお従前の例による。

第一項の規定にかかわらず、第一条の規定の施行の際現に旧個別延長給付を受けている者であつて、第一条改正後雇用保険法第二十四条の二第一項（第二号に限る。）に該当する者については、旧個別延長給付の支給を受け終つた日後、同条の規定による基本手当の支給（以下この項において「新個別延長給付」という。）を行うことができる。この場合において、新個別延長給付に係る第一条改正後雇用保険法の規定（第十条の四及び第三十四条の規定を除く。）の適用については、旧個別延長給付の支給日数に相当する日数分の新個別延長給付をしたものとみなす。

（就業促進手当の支給を受けた場合の特例に関する経過措置）

第四条 第一条改正後雇用保険法附則第十条の規定は、雇用保険法第五十七条第一項第一号に規定する再離職（以下この条において単に「再離職」という。）の日が施行日以後である者について適用し、再離職の日が施行日前である者に係る就業促進手当については、なお従前の例による。

（返還命令等に関する経過措置）

第五条 第二条の規定による改正後の雇用保険法（次条において「第二条改正後雇用保険法」という。）第十条の四第二項の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下「第四号施行日」という。）以後に偽りの届出、報告又は証明をした者について適用し、第四号施行日前に偽りの届出、報告又は証明をした者については、なお従前の例による。（移転費に関する経過措置）

第六条 第四条の規定による改正後の職業安定法（以下この条並びに附則第十条及び第十四条第二項において「第四条改正後職業安定法」という。）第四条第八項に規定する特定地方公共団体又は第四条改正後職業安定法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就

いた者に対する第二条改正後雇用保険法第五十九条第一項の規定は、当該者が当該紹介により職業に就いた日が第四号施行日以後である場合について適用する。

(教育訓練給付金に関する経過措置)

第七条 第四号施行日前に第二条の規定による改正前の雇用保険法(次条において「第二条改正前雇用保険法」という。)第六十条の二第一項に規定する教育訓練を開始した同項各号のいずれかに該当する者に対する教育訓練給付金については、なお従前の例による。

(教育訓練支援給付金に関する経過措置)

第八条 第四号施行日前に第二条改正前雇用保険法附則第十一条の二第一項に規定する教育訓練を開始した者に対する教育訓練支援給付金については、なお従前の例による。

(検討)

第十二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律により改正された雇用保険法及び職業安定法の規定の施行の状況等を勘案しつつ、当該規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年六月二日法律第四五号)

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第二百三十三条の二、第二百三十三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

第一号抄(施行期日)

附 則 (平成三十一年七月六日法律第七一八号)

この法律は、平成三十一年七月六日法律第七一八号の規定並びに附則第七条第一項、第

附則第十八条中社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）別表第一 第十八号の改正規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二十八条及び第三十八条第三項の改正規定、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第二項の改正規定、附則第二十七条の規定、附則第二十八条中厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）、第四条第一項第五十二号の改正規定及び同法第九条第一項第四号の改正規定（（平成十年法律第四十六号）の下に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」を加える部分に限る。）並びに附則第三十条の規定、公布の日

（罰則に関する経過措置）

第二十九条 この法律（附則第一条第三号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和二年三月三一日法律第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第十九条第一項の改正規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十一条及び第十二条の二第一項の改正規定並びに附則第十条、第二十六条及び第二十八条から第三十二条までの規定 公布の日

二 第一条中雇用保険法第十四条に一項を加える改正規定並びに同法第三十七条の三第一項及び第三十九条第一項の改正規定並びに同法附則第三条の改正規定並びに次条の規定 令和二年八月一日

三 第一条中雇用保険法第三十七条の見出しを削る改正規定及び同条第八項の改正規定、第二条の規定（労働者災害補償保険法第八条の第一項第二号の改正規定及び同法第四十二

（被保険者期間の計算に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の雇用保険法（以下「改正後雇用保険法」という。）第十四条第一項並びに附則第三項、第三十七条の三第一項、第三十九条第一項の規定並びに附則第六条第一項及び第二項、第七条並びに第十二条の規定、附則第十三条中厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第五十六条第三号の改正規定並びに附則第十七条第二十一条、第二十二条及び第二十四条の規定公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日）

四 第一条中雇用保険法第六十二条第一項第三号及び第六十六条第三項第一号の改正規定並びに同条第四項の改正規定（前項第三号）を「前項第四号」に改める部分を除く）、第三条の規定、第四条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第一項第一号及び第九項の改正規定、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に一項を加える改正規定並びに同条に一項を加える改正規定並びに同法附則第十一條第二項の改正規定、第五条の規定並びに第六条中特別会計に関する法律第百二条第一項の改正規定及び同法附則第十九条の二の改正規定（「令和元年度」を「令和三年度」に改める部分を除く。）並びに附則第二項及び第十一條第一項の規定 令和三年四月一日

五 第一条中雇用保険法の目次の改正規定（第三十七条の四）を「第三十七条の六」に改める部分に限る。）、同法第六条の改正規定並びに同法第三十七条の四の次に二条を加える改正規定、同法第七十二条第一項の改正規定（災害の下に「第三十七条の五第一項第三号の時間数」を加える部分に限る。）及び同法第七十三条の改正規定並びに附則第十二条の規定 令和四年一月一日

六 第一条中雇用保険法第六十一条第五項の改正規定並びに附則第三条、第十三条（厚生年金保険法第五十六条第三号の改正規定を除く。）及び第十四条の規定 令和七年四月一日

者期間をいう。以下の条において同じ。)の計算に係る離職の日(以下この条において「離職日」という。)が前条第二号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第二号施行日」といふ。)以後である者に係る被保険者期間について適用し、離職日が第二号施行日前である者に係る被保険者期間については、なお従前の例による。

(高年齢雇用継続給付に関する経過措置)

第三条 改正後雇用保険法第六十一条第五項の規定は、六十歳に達した日(その日において雇用保険法第六十一条第一項第一号に該当する場合にあつては、同号に該当しなくなつた日。以下この項において同じ。)が附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第六号施行日」という。)以後である被保険者に対する高年齢雇用継続基本給付金について適用し、六十歳に達した日が第六号施行日前である被保険者に対する高年齢再就職給付金については、なお従前の例による。

2 雇用保険法第六十一条の二第三項において準用する改正後雇用保険法第六十一条第五項の規定は、第六号施行日以後に安定した職業に就くことにより被保険者となつた者に対する高年齢再就職給付金について適用し、六十歳に達した日が第六号施行日前である被保険者に対する高年齢再就職給付金については、なお従前の例による。

(育児休業給付金に関する経過措置)

第四条 改正後雇用保険法第六十一条の七及び第六十一条の八の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に改正後雇用保険法第六十一条の七第一項に規定する休業を開始する者について適用し、施行日前に第一条の規定による改正前の雇用保険法(以下「改正前雇用保険法」という。)第六十一条の四第一項に規定する休業を開始した者については、なお従前の例による。

(雇用保険の国庫負担に関する経過措置)

第五条 改正後雇用保険法第六十六条第一項の規定は、令和二年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。この場合において、前条の規定によりなお従前の例によることとされた施行日前に改正前雇用保険法第六十一条の四第一項に規定する休業を開始した者に対して施行日前以後に支給される育児休業給付金についての規定は、改正後雇用保険法第六十一条の七第一項の規

規定による育児休業給付金とみなして、改正後雇用保険法第六十六条第一項第四号の規定を適用する。
(検討)

二 第四条の規定及び附則第六条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条及び第五条の規定並びに附則第四条、第七条、第九条、第十二条及び第十三条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(みなし被保険者期間における計算に関する経過措置) 第四条の規定による改正後の雇用保険法第六十一条の七第三項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第二号施行日」という。)以後に同法第六十一条の七第一項に規定する休業を開始する者について適用し、第二号施行日前に第四条の規定による改正前の雇用保険法第六十一条の七第一項に規定する休業を開始した者については、なお従前の例による。

(育児休業給付に関する経過措置)

第七条 第五条の規定による改正後の雇用保険法(以下この条において「新雇用保険法」という。)第六十一条の七の規定は、第三号施行日以後に同条第一項に規定する育児休業を開始する者について適用し、第三号施行日前に第五条の規定による改正前の雇用保険法(次項において「旧雇用保険法」という。)第六十一条の七第一項に規定する休業を開始した者については、なお従前の例による。

前項の規定にかかわらず、第三号施行日前に開始した旧雇用保険法第六十一条の七第一項に規定する休業(当該休業に係る子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日まで(出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては、当該子の日から当該出産予定日から起算して八週間を経過する日の翌日までとする。)の期間内に、労働者が当該子を養育するための休業であつて、育児休業給付金の支給に係るものに限る。)がある場合の新雇用保険法第六十一条の七第二項の規定の適用については、同項中「該当するもの」とあるのは、「該当するもの及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律(令和三年法律第五十八号)附則第三号第二項に規定する休業」とする。

新雇用保険法第六十一条の八の規定は、第三号施行日以後に同条第一項に規定する出生時育児休業を開始する者について適用する。

第十四条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
（政令への委任）
附 則（令和四年三月三日法律第一二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第十八条の規定
二 第一条中雇用保険法第五十五条第三項ただし書の改正規定、同法第二十条の次に一条を加える改正規定並びに同法第六十四条、第七十二条第一項及び第七十九条の二の改正規定並びに附則第三条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八百八十二号）第十条第三項の改正規定並びに附則第十二条及び第二十三条の規定 令和四年七月一日
三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（第四十八条）を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「第十五条第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と「厚生労働省令」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と「を削る部分を除く。」）並びに附則第十五条から第二十二条まで、第二十四

る。 九条」と、「同条の」とあるのは「同法第二条の規定（同法附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の第十七条の」とす

第二十二条 履用保険法第六十一条の八第一項の出生時育児休業給付金の支給に係る同項に規定する出生時育児休業を開始した日の前日が第四百三十日以内の又はその前に付する

号施行日前である被保険者に対する第三号新雇用保険法第六十一条の八第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号）附則第三条第二項に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」にあるのは「同法附則第九条」と、「同条の」とあるのは「同法第二条の規定（同法付則第一条第四号に

（同法第二条の規定（同法附則第二条第四項に掲げる改正規定に限る。）による改正前の第十七条の」とする。

第二十三条 雇用保険法第六十一条第一項第一号に該当する場合にあっては、同号に該当しなくなった日が第四号施行日前である被保険者に対する厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第七条の五、第十一条の六及び第十三条の六の規定の適用については、同法附則第七条の五第一項第一号中「標準報酬月額が」とあるのは、標準報酬月額が、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号）附則第十八条の規定により読み替えて適用する」と六十歳に達した日（その日において本件に該当する場合にあっては、同号に該当しなくなつた日）

2 旧受給資格者に対する厚生年金保険法附則第七条の五、第十一条の六及び第十三条の六の規定の適用については、同法附則第七条の五第五項中「第六十一条第一項」とあるのは「雇用保険法第六十一条第一項」と、「第六十一条の二第一項」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号）附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされた」と、同法附則第十一条の六第八項及び第十三条の六第八項中「雇用保険法第六十一条の二第一項」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされた」とする。

第二十七条规定 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの

法律の施行の状況を勘査し、必要があると認めるとときは、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

政府は育児休業給付の財政状況について不
断の検査を行い、その状況が安定的に推移して
いる場合においては、育児休業給付の財政状
況、国の財政状況等を踏まえ、この法律による
改正後の育児休業給付の国庫負担その他の事項

(政令への委任) に関する検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第三十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日) 第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

規定 第二十条の規定及び第二十一条中子と
も・子育て支援法の一部を改正する法律附則
第四条第一項の改正規定（施行日から起算
して五年を経過する日）を「令和十二年三月
三十一日」に改める部分を限る。）並びに付

第三百四十九条に記載する旨外に附則、並ては附則第四十六条の規定 この法律の公布の日附則第四十三条の規定 この法律の公布の日

日又は雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号）の公布の日のいづれか遅い日

四三 略
次に掲げる規定
令和七年四月一日

いから水まで 昨

第六十一条の十の規定は、第四号施行日以後に

同条第一項に規定する出生後休業を開始する者について適用する。

新雇用保険法第六十一条の十一の規定は、第三四号施行日以後に同条第一項に規定する育児時短就業を行なう者に適用する。
(同則に掲げる登録(前置))

第四十五条 この法律（附則第一条第四号から第六号までに掲げる規定については、当該規定。

以下この条において同じ。)の施行前にした行為及び附則第十三条第一項の規定によりなほ從前との例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用につ

（その他の経過措置の政令への委任）

(検討) 経過措置を含む。)は、政令で定める。